

令和7年小川村議会9月定例会会議録

(第3号)

招集年月日	令和7年8月25日		
招集の場所	小川村議会議場		
開 議	令和7年9月8日		午前9時00分
出席議員	1番	坂井 正	7番 小林 和人
	2番	新井 幹夫	8番 大久保利廣
	3番	塙田 綾子	9番 山本 陵
	5番	和田 一秀	10番 峰村 正一
	6番	西沢 哲朗	11番 松本 敏照
欠席議員	なし		
不応招議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	村長	染野 隆嗣	総務係長 中島 剛信
	副村長	小林 裕一郎	企画財政係長 森 学
	教育長	北田 愛治	総合戦略推進室長 西澤 秀仁
	総務課長	大日方 浩和	社会福祉係長 伊藤 義彦
	住民福祉課長	高木 一仁	建設係長 北村 亮
	建設経済課長	高羽 哲夫	教育次長 清水 栄二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	竹村 広義	書記 伊藤 正

## 議事の経過

令和7年9月8日

(午前9時)

### 開会宣言

○議長（西沢哲朗） ただ今の時刻は午前9時丁度です。

出席議員は10人全員であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。会議の進行に先立ち、大日方会計管理者から発言を求められていますのでこれを許します。大日方会計管理者。

○会計管理者（大日方浩和） 改めましておはようございます。一般質問に先立ちまして、ご報告とお詫びを申し上げたいと思います。先週3日4日と決算の関係説明をさせていただいたわけですけれども、一部ちょっと誤りがございましたので報告をさせていただきたいと思います。まず決算書の227ページになります。簡易水道会計の部分ですけれども、支出の部分になりますが、款1水道事業費用の中で、一番右側になります備考欄になりますけれども、決算書の中では、借受け消費税及び地方消費税、それから2段にわたって同じ文言があるわけですけれども、これにつきましては、両方とも借払い消費税に訂正をさせていただきます。また1枚めくついていただきまして、228ページの歳出についても同様でありますので、よろしくお願ひをしたいと思います。それから、加えまして、決算のあらましでありますけれども、17ページになります。村民1人当たりの税負担額ということで8万1,305円と記してございますけれども、これが8万3,302円。それから下段の村民1人当たりの税負担額と歳出額の年度別の比較普通会計ですけれども、令和5年度の部分が、税負担額の部分81になっておりますが83、それから6年度の部分ですけれども、これも税負担額81になっておりますが83、それから歳出額につきましては、169万3,000が169万7,000というふうに訂正をさせていただきたいと思います。訂正につきましては、また後ほど差し替という形でお願いをしたいと思いますがお願いいたします。大変失礼とご迷惑をおかけいたします。よろしくおねがいいたします。

### 議事日程の報告

○議長（西沢哲朗） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### 日程1 一般質問

○議長（西沢哲朗） 日程1一般質問であります。今期定例会には9名の議員から一般質

間の通告がなされております。通告順に質問を許します。2番新井幹夫議員の一般質問を許します。2番 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） おはようございます。9月定例会の一般質問、私は今期定例会には2点の質問をお願いしてございます。村長さんからは、前向きなご答弁をいただきたいとこんなふうに思います。まず1点目でありますが、村営水道施設の維持管理についてというような内容で質問をお願いしてあります。維持管理のことについて、一般質問で取り上げなくとも、委員会で審議して通告すればいいような気がいたしますが、この案件7月29日の火曜日に開かれました総務建経常任委員会の席で質問をいたしました。しかしその回答でありますが、私が納得するものではありませんでした。そこで今回の一般質問で問いただしていくと、村長さんからご答弁いただくと、こんなふうに思いましたので通告をしてございます。この村営水道につきましては、昭和56年の8月に当時のあの社会課という組織の中で、そこに水道係を設置して始まったと、係を新設して開始すると、大変な意気込みでもありましたし、大変さがあるから、このようにしたものだというふうに思っています。まあ、社会課という組織、当時の社会課は今で言うと住民福祉課ということになりますし、総務課、社会課、振興課というその3つの課でしたが、今は総務課、住民福祉課、建設経済課とこんなふうになっておりまして、途中から工事が開始されてからは建設課の方に係が移動していった这样一个の経過であります。その中で水源の調査であるとか、地元からの了解を取り付けるとか、水道の条例を作るとか、いろんな経過がありまして、昭和55年から4年ほど経ってから、開始をしたということになります。当時の村長は伊藤環村長がありました。この村長さんの竣工の挨拶があるんですが、この中ではこの施設を良好な維持管理のもとに、低廉で豊富な水源を、飲料水の供給を目指していくようにということで、ご挨拶がされています。しかし現状では断水があったり、濁り水が発生したりということで、まあ40年45年ほど経過している中では、そういうことも発生することがあるかもしれません、十分な管理をしているとは思えないような状況が時々発生しております。これはこの水道というのは、道路だと、水道だと電気だとかっていう、このライフラインの大事な施設であります。これが1つでも欠けると大変通常の日常生活に大きな支障が発生するという状況でありますので、これは今後ともきちっとした善良な管理のもとに、住民に安全安心な水を供給していくかなければいけないのでないかと、こんなふうに思う次第であります。それでは質問の1であります、そこに移ってきます。実は私、市の口地籍に来る水は、成就上配水池から外石、佐

峰等々を通過しまして市の口へ来ていると、そういう高いところから低いところへ水を流していると、1カ所だけポンプアップをしてやってると、その後、水源の確保によりまして薬師沢の水がそこに入ったりしておりますから、下から上げる水も少なくなってるんではないかと、下からというのは、成就の浄水場から上げる水も少なくなってるのではないかと思うのですが、このようにしたのは維持管理費が安くなるということから、そういう設計にしたということを私聞いております。その中で、たまたま下水道の事業がありまして、そこに基幹改良と合わせて夏和浄水場から一部、長野市の地域を通ってうちの方へ来ておりまして、その佐峯の幹線とつなげているということです。時期はいつだったかよく覚えておりませんが、いつの間にかですね、鴨之尾からの、後から付けられた設置したバイパスで、市の口への供給がされているということです。供給されればいいではないかということですが、あそこに消火栓もあります。消化栓の機能が十分に果たせられているのか、また水圧がどうかということもありますし、実際に私のうちの2階のお便所に水の圧が少ないと、このような状況が発生しております。係の方にお尋ねをするとですね。佐峯幹線が故障してると、故障して修繕しなければいけないと、まあ、とりあえず下のバイパスを使うというような話でありましたが、バイパスが完成してたら、そのバイパスが幹線になってしまふうでは困るわけでありまして、従来からあったもの、それから、万が一のためにそのバイパスを活用していくと、利用すると、こういうことがあのバイパスを作った意味があるのではないかなど、こんなふうに思います。この管路が故障してるならば直ちに修繕をする、で両方使えると、このようにしておかなければまずいのではないかなどこんなふうに思うわけですが。この頃の委員会での答弁では40年以上経過しているからというような理由で、修理をするのか、修理をするとも言わない。ただそのまでどうするんだという話の結論が出ておりません。ただ、この質問をした中で、村長さんのところで検討されて結論が出ていれば、その結論内容をお話しいただければいいのですが、このような箇所をまたそれぞれ出てくるような気がいたしますが、とりあえず今の時点でどのようにするかということのご答弁をいただきたいと、こんなことです。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 9月定例議会一般質問を、今日から2日間9名の議員の方からいただいております。また誠心誠意お答させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは新井議員からのご質問でございまして、

成就上配水池から市の口にかけての排水管についてのご質問でございます。今、ご質問の中で経過等お話がありましたけれども、お話の通りの経過でございます。改めて私の方からも申し上げますけれども、水道の排水管でございますけれども、正確でなくて恐縮ですが、平成10年代だったと思いますけれども、平成10数年だったと思いますけれども、下水道の敷設工事に合わせまして、鴨之尾から市の口まで排水管が接続となりました。それまではこれもお話にありました通り、佐峯、外石、濁沢、志神経由でありましたけれども、その時点ではどちらからも送水が可能となり、現状の状況となった経過でございます。今現在の状況でございますけれども、佐峯経由の管路は志神集落まで送水されております。市の口には志神の減圧槽で止めてあるというそんな状況でございます。現在ここ何年間かけて、ちょっと確認したが、これもはっきりいつからとはいうことは分かりませんでしたけれども、現在ここ何年も志神の減圧槽からは通水しておりませんので、今すぐに使用できるとは申し上げませんけれども、故障している状況にはございません。一般質問をいただいてからも、現地も確認しましたけれども、志神の減圧槽まで水は来ることはすぐ可能ですし、確認をしております。志神の減圧槽からあとはただ流すだけですので、特に故障しているという段階ではございませんけれども、減圧槽には水は入っておりません。そんな状況でございます。すぐに使用できませんけれども、故障しているということではありませんでした。またあの使用水量、使用頻度からも、また維持管理の面からも、現状の鴨之尾から来ているのが、適しているのではないかという判断でございます。またこれも新井議員からお話ありましたけれども、成就上配水池から来ているわけですので、上配水池は薬師浄水場の水でございますので、薬師から市の口まで、あるいは成就から市の口まで比べると、倍と半分の距離がございますので、そういう管路の延長線、維持管理の面からも、現状のものが適しているんだろうというふうに私も感じたところでございます。また、消火栓のお話も出ましたけれども、消火栓には一定の水圧がないと消火栓が設置できませんので、新井議員のお宅の前にある消火栓には十分な水圧が確保できているものと思っておりますし、新井議員の北側に少し登っていくところですが、1軒の住宅があるわけでございますけれども、そこも十分に水圧があって、家庭水道として使用されているわけですので、新井議員のお宅で、その2階のトイレで、水圧がないというのは、ちょっと考えにくいんじゃないかというそんな経過でございます。多分きっと裏のお宅は、きっと新井議員さんの2階よりもまだ高い位置にあろうかと思いますので、新井議員のお宅の2階のトイレが水圧がないというのは、ちょっと考えられないと

いうそんな意味でございます。繰り返しになりますけれども、どっかに故障があつて通水していないじゃなくて、本線と言ったら語弊があるかどうか、鴨之尾から流した方がより距離的にも短いし、維持管理も適切にできますしというようなそんな事情で現況ということになっております。まあ経過ということで申し上げましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） 今、経過をお話しいただきましたけれども、そういうことであればですね、委員会の中で、きっちと担当課の課長がですね、その事業を任されてやっているわけですから、きっちと報告していただかなければ駄目だと思います。そういう体制ができないから、こんなことをやるんです。まあいいわ、まあいいわ、でやってたんでは、この施設管理っていう大事な仕事がおろそかになるような、こんな感じがいたします。それでですね、排水地っていうか、村道3号線に減圧槽があるんですけども、適正な管理をしている状況にはありません。草ぼうぼうで、私はあの場所を知っていますから、あれしますけども、今でもそんな状況であれば、藪の中に入ってくるような状況なんですね。いつでもあの両方が使えるっていう状態にしていて、時々交互に使用すると、こういうふうにするのが一番適正な管理ではないかなとこんなふうに思う次第です。それからですね、そのバイパスのことについてはですね、あの以前2年ぐらい前に外石幹線から、上夏和、バイパスを開けて減圧槽を作ってあれすれば、夏和は完全に、夏和、和田、鴨之尾、全てカバーできるという状況で、費用まで概算でありますから、出して提案をいたしましたが、その必要ないと。基幹改良の中で出来ないかって言ったら、それもできないと。まあ、それじゃあわかりましたと、そうすれば中尾団地も、あの下市場の一部、それから中尾第一、それも給水がもし途絶えた時には、そのようなことがあるとできるということありますから、いろんな場面を考えて、あのライフラインですから、やっておくのがいいんじゃないかなと。管路が短いとか長いとかということじゃなくてですね。そんな口実にしないで、両方とも使えるというふうにしておいていただくのが、あの善良な管理ではないかなとこんなふうに申したいです。すべてダメっていうことではなくてですね、善良な管理をしている状況には、減圧槽の部分はなってないと思います。あの減圧ですから下に降りたところに、あの上から圧を和らげて出すっていうことだから、その辺はきっちと水道係、あるいは村内に何カ所か排水池があったり、減圧槽があったりするんですから、それをきっちと今回の場所だけでなく、やっとおいていただかなければ、これは水道の蛇口から出る水が、良い

水とは言えなくなってしまう恐れがありますので、その辺について、今後、村長さん、係の方にどのような指示を出されるのか、どういう形で維持していくのかについてご答弁いただきたいとこんなふうに思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 志神からの下の減圧槽のお話もあって、今、草ぼうぼうだというお話をありましたけれども、その減圧槽の上流に、志神の減圧槽ということになって、まあ配水池であり減圧槽ということになるんですけども、そこに水がない状況でございますので、そこを排水地に水が入っていない空っぽの状態ですので、そこを管理する意味合いがないという現実がそういう状況でございます。ただ、どつかが故障していて水が来ていないわけではなくて、鴨之尾からの水を通水した時点で、おそらく志神の排水地のところはもう止めたんだろうというふうに推察するわけですけれども、そんな状況でございます。今の当時からのバイパスのお話もありましたけれども、もう検討した経過もございますし、有事の際に、どつかが事故った故障した時にそういうことが可能じゃないかというのは、村内にはそういった箇所正直言って何か所かありますけれども、使わない管路を引いて使わない時に管理するというのは大変経費の面からも、まあ有事の際の対応というのは大変重要でございますけれども、そういったことのために新たにバイパス管を引く、通常は必要のない管路を管理するということで、大変経営上経営管理経費も、極端に言うと倍かかるわけでございますので、まあその必要性はないだろうと、まあ主要幹線って言つたら語弊ありますけれども、人口の面からいって、成就排水地から、大久保、高府、夏和、大変主要人口が多い管路でございますので、そこが万が一異常があって、市の口まで行かないとなると、これはもう大変なことでございますし、事故ですので、どんなことがあるかもわかりませんけれども、そういったことはまず考られないということでございますので、あえてバイパス管を経費をかけて、バイパス管を作る、また普段使わないバイパス管を管理するということは、ちょっと経費的にもちょっと考られないんじゃないかと、そんなふうに思っています。それからもう1点だけあの管路が、薬師からの管路と、成就からの管路とは距離が倍と半分だって、距離の問題ではないというお話をありましたけれども、あの滅菌効果というのがございまして、滅菌するのは浄水場で滅菌しているわけですので、管路が長いというのは、それ相応のことも考なればならないわけですので、そういった面からも、管理の面からも、現状のものが適しているんじゃないかと、こんなふうに考えております。それから基幹改良云々できませんという話があったというお話をありましたけれど

も、基幹改良はあくまで現在のものを更新するのが基幹改良でございまして、新たに引くのは基幹改良ではございませんのでお願いいいたします。

○議長（西沢哲朗） 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） そういうことで、まあ排水池へ水を入れとけばそれだけ殺菌のやつも落ちるし、それはあの分かりました。まあ、そうは言ってもですね、入れて使ってみるっていうか。利用してみるっていうことも、私は必要じゃないかと思っているんです。まあそれがその志神にも1件ぐらいしかありませんし、濁沢は誰も使う人がいませんし休止状態ですが、たまたま通して見て、それがこちらまで来るということになればですね。そしたらまたあの変えるっていう方法もあると思いますし、あの空っぽにしといていざ使うってなるとやはりいろんな面で支障があるが、その辺はですね、善良な管理という中で、水道技術管理者もいるわけですから、そのことをきちっとやってもらうと、今の状態でこのままずっと置くのか、それとも時々それを入れて1年ぐらい使ってみるとか、そんな形でいいんではないかなと思っておりますので、その辺についてはまた内部でよく検討されてですね、活用してもらいたいというふうに思いますので、その辺はやはり、この程度の内容の質問が、こんな本会議場でするようなことがなく、委員会で片付くような形を村長さん、その取らないとですね、全て知ってる村長さんで、職員上がりですから分かってるわけですけれども、それが体制上、私はいい面と悪い面があると思いますので、その辺はきちっと内部会議等で徹底していただければいいんではないかなと、こんなふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。それではまあ答弁は特に求めませんけれども、そういう形でお願いをしたいなというふうに思います。以後も他の委員会等で、3人しか課長おりませんし、まあ教育委員会は教育長さんおいでですが、どうも答弁が、十分でないっていうか、村長さん任せでやってるせいか、結論めいたものが出てこなくて、まずいなと、こんなふうに思っておりますので、あえて申し上げておきたいと思います。

続きまして、あの第二の質問であります。それはあのびっくりんど小川のプールの施設ですが、その運営についてということになりますが、私は以前にもプールの利用をやめるべきだとこんな質問を北田教育長になってからだと思いましたがやりました。ところがこの施設は学校の小中学校の授業のために利用する施設だから、このやめるわけにいかないと、ああ、そうですかという話でしたんですが、今回の令和6年の決算も見てみると、総額で8,000万ほどかかっておりまして、需用費の中では2,926万8,000円ほどありますし、そのうち燃料費が920万7,000

円もあると、まあ7月から8月いっぱいぐらいは、小中で利用するっていうことも考られますし、これからはちょっと寒くなるから、小中でも利用しないっていう時期になると思いますけれども、冬季間にプールの授業があるわけではありませんから、一般の方を対象に、健康づくりと合わせて利用していくっていうことであります。この冬季間もプールを温めて使うということで、どのくらいの利用があるのか。まあ費用対効果を考ますとですね、これはあの冬季間を休業する。そのことが一番財政的にもいいんではないかと。まあ財政を見ますと、地方交付税も増えてきて、まあよかったですなというふうに思われるんですけど、そこでもらってきながら、利用があまりないものに費用をかける。それから瞬間湯沸かし器で入れるようなわけではありません。循環して温めていくのですから、日数もかかります。その点を考えるとですね、英断で、小中学校のプールは有効活用してもらうけれども、それ以外はやめてもらう。プールを稼働しない、使えない、休止すると、こんなような考え方方はできないでしょうか。その辺についてご答弁いただきたい。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） びっくりんど側の利用状況等とも合わせてご説明させていただきたいと思いますけれども、びっくりんど小川の目的でございますけれども、スポーツ普及振興を図り、もって村民の心身の健全な発達と福祉の増進を図るといった目的のもと、村民の健康づくり、子育て支援の拠点として、びっくりんど小川が平成11年にオープンしたというそんな経過で、すでに26年が経過しております。直近のプールの利用者ということで、少し具体的に申し上げたいと思いますけれども、コロナの影響がございまして、それ以降というようなことになるか、ちょうどコロナの頃ということになるかもしれませんけれども、プールの利用者数が令和2年に9,300人、令和3年に1万500人、令和4年に1万2,000人、令和5年に1万3,000人、昨年度令和6年度も同様に1万3,000人でございましたけれども、ここ5カ年はまあ増加傾向。コロナの影響後ということで一概には申し上げられませんけれども、ここ5カ年は増加傾向といったそんな状況でございます。それで冬季間のプールの利用者で申し上げますけれども、これ直近の数値でございますけれども、12月が670人、1月が550人、2月が630人、3月が720人で、年間、先ほど申し上げましたけれども、利用者が1万2,000、3,000ある中の月平均でならすると、年間の月平均ですと1,000人強というようなことでございますけれども、冬季間でも年平均の6割、7割の方が、冬季間も利用されているというそんな現状でございます。極端に冬季間だからといって、プールの利用者が減るわけではなくて、年間を

通じて年平均ならすると、それでも 6 割 7 割の方が冬季間も利用いただいているというそんな現状でございます。まあ、主要施設の設置目的、こうした利用状況等々からですね、冬季間休止ということは考えておりませんのでお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） 今報告があつて、その数があるからやるというようなことでございますが、2,000 人足らず、それも高齢化率 46 ですか 7 ですか、これ増えしていく要素なんてないんですよ。どつかでけじめつけなければ、ダメだと思うんですよ。ですから、アンケートを取るだとかですね、いろんな意向を調べてもらってですね、英断を下していただきたいなとこんなふうに思います。公共施設の建物の管理計画の中ではどうなってるかお聞きしたいと思いますが、利用者が、現状のままで増える要素ってあまりないんじゃないですか。いつまで維持していくのか。あの村民運動会を例にとりますと、アンケートやったらみんな嫌だって言ってるんですよ。それで辞めちゃったって経過なんです。それでも私はいた時には、だまかし、だまかし、いろんなものを入れながらやっているという経過があって、それなりの努力をしたつもりですけど、これはあんなに努力してやっても、あれじゃないかなっていうような気がいたします。どつかでけじめをつけていかなければですね。あのいくら健康管理だ、なんだかんだって言ったって、利用者が減ってくるんじゃ大変な特定の事業に経費が投入されるっていう、要するに無駄でありますし、非効率でありますし、費用対効果の面からも、これはどつかで線引きしなきゃいけないと思うんですが、その辺は、年度の途中というわけにいきませんし、これから新年度の予算編成の中で十分協議していただき、全部やめろって言ってるんじゃないんですよ。冬季間だけやめれば、約 2,000 万からの費用が浮くわけですから、その辺は、今後どのような経過で検討していくのか、検討しないで今の答弁のままいくのか、それはどつかで村民意向調査って言いますか、アンケートかなんかを取るとかっていう形ですね、村民の意向を把握した上で、やっていただくのがいいんじゃないかなと、こんなふうに思いますが、再度お答えいただきたい。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 総合的に判断して、どこかで見直す必要もあるんじゃないかというそんなご質問でございました。私、具体的に利用者数、ここ 5 カ年ほどのものでお答させていただきましたけれども、5 カ年、利用者数が増えているという状況でございまして、これがどんどんどんどん減ってきてる。おいそろそろっていう時ではなくて、むしろ増えている数値を申し上げました。まあ、どこかでというのは確

かに今申し上げますとおり、全盛期の半分、半分以下で、おいそろそろどうだというのは分かりますけれども、決してそういう状態ではない。むしろ直近5カ年では増えているという状況でございまして、私たちもだんだん高齢者になってきますけれども、また、時代背景もあって、そういった健康管理の面からも利用するというような考え方もあるうかと思いまして、そういった事情もあって、微増というようなことかなというふうに思っています。繰り返しになりますけれども、確かにこれがどんどん減っていく状態なら、どこかで見切りということも考られるわけですけれども、決してそういう数値ではないわけですし、今、一時立ち止まって、どうしたものかというのは検討するような利用状況ではないものと思っております。詳細について教育長の方でも利用者内容について確認いただいておりますので、教育長の方からお答えします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） お願いいいたします。冬季間のプール利用状況を最初にお話しさせていただきます。まず、利用者は今、村長の方から話がありましたけれども、年間1万2,000人、冬季間は約その20パーセントが利用しております。それから灯油代につきましては約70パーセント近くが冬季間の灯油代です。年間平均しますと約600万円くらいです。年によって上下はうんと幅があります。それから電気代については約400万くらいかなと思っています。ただ、この電気代につきましては、今年度から日本テクノに変えましたので、削減でき300万円を切ってくるんじゃないかなと思っています。150万円近く削減できるかと思っております。それからスタッフの人工費も削減できます。約1,100万円くらいの30パーセントが会計年度任用職員、いわゆる健康増進等にあたっている職員です。約300万円から350万円くらいの削減ができるかなと思っています。ただ逆にプール会員、年間750万円の収益があります。これが冬季間止めることになりますと、会員募集がなくなるということ。健康増進のいわゆるプールを利用したのがなくなつて、あそこにあるトレーニングジムのみの会員募集になるかなと思っています。そうなつた時、どうなるかということは、これからと大幅に検討していくかないとできないかなと思っています。今、言ったように、経営の観点でいくときに、黒字に転換することは、非常に難しい施設であるなということは私も認識しております。ただ、そういう施設であれを建てたんではないということは調べてみても一目瞭然です。ただ経費を削減していくということは、これからも大事にしていかなければいけない観点だと思っています。ですので、平成27年からは冬季間の時間短縮

をして今に至っております。これからも経費削減に向けての取り組みは、今後も推進していく必要がありますし、また逆の面から、村民の健康増進や福祉施設としての利用促進、そういうことも検討していく必要があるかと思っています。冬季間のみの中止という面で考えるなれば、灯油代は節約できますし、スタッフの人工費も節約できるし、電気代等も節約できると思います。ただ、止めたことによって会員募集のあり方、それから季節のみのスタッフの募集が可能なのかどうか。それから健康教室の廃止も検討していかなければいけない、そういう課題がたくさんあります。こうした面から、あの施設の存続の是非というのは、健康増進福祉施設、教育施設、両面から考えていく必要があるかと思っております。今後のあり方については、教育委員会では管理運営を任せているとはいえ、村として行政全体として、この施設を今後どうしていくかということが、一番大事な観点になってくるかなと思っています。教育委員会としては、健康増進施設、学校教育、児童生徒の教育活動全体から考慮して、存続を前提に運営のあり方、利用者増に向けて検討していくなと思っております。一部長野市等の子供が、夏の間プールを利用するのが増えてきました。それで小川の小中学校とどちら合うので、小川の子供は冬季で行ってもいいんじゃないとか、長野の子供が冬季で来てもいいんではないかということを考たことはありますけれども、教育課程上、学校の行事等で、冬にプールの授業を持っていくというのは非常に難しいというので、どうしても夏季に集中してしまうということはあります。ただ、冬季間という利用者増に向けては、考えていく観点かなと思っています。以上です。

○議長（西沢哲朗） 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） まあ、村長さん、それから教育長さん、健康っていうこのもんどころを上げますからですね。なかなかそういう決断ができないと思うんですよ。これで利用者が上がってるって、利用者なんかこれからどのくらい増えるもんですか。お年寄りになっていく人ですね、80になってからプールへなんか入る人いませんよ。そんなことを考えればですね、このような施設がないところがあるわけありますから、経費節減、その方が私は大事じゃないかなとこんなふうに思います。健康づくりをかけて、いつまでもやってるなんていうことじゃ私はまずいと。ここですね。住民から信頼を得ている村長さんですからね。村の将来を考えれば、ここは決断の時だという、そういう英断を下していただきたい。特にですね。北田村長さんの時には大変建物をたくさん作られました。俺は建物村長って言われていいだって自慢げに言ってましたけど、それが今は重しになって大変な状況なんです。

あの星と緑のロマン館、天文台、天文台はゆうべはあの月食ですか、あれが見えたからいいんですけど、それ前にはですね、イベントや村民への周知もなくて、持つてることが自慢でやってたんですけど、その方が辞められたりしたから、いい会計年度任用職員が来て今されてるんですけど、とてもこのような施設では、指定管理でやるなんてわけにいかないと思うんですけど、あの、指定管理に出した方が村直営でやるより安いというその検討もされるお気持ちはありませんか。その辺はどうでしょうか。それから、公共施設の管理計画の中では、そのようなことを出てないのでしょうか。その辺についてもご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） びっくりらんどの指定管理という考えはないのかというご質問でございますけれども、当初スタートして間もなく、指定管理という制度ではなかったかどうか、ずっと業者委託してきた経過でございます。業者委託で、まあ今で言うならば指定管理なんですけれども、指定管理してやってきた経過があります。その時ですが、あの業者に運営管理を任せても、要は人件費がかかるだけのことで、特に経営内容を考えるとか、そういうことではなしに、ただ単に水泳教室だとか、体育館の管理者とか、人件費がかかるだけということで、そんなんだったら村が今で言うならば、会計年度に職員を採用して、村が管理したって同じじゃないかということで、業者管理をやめたというような経過でございます。特に専門のプールの水泳教室の場合は、専門の方をお願いしているわけでございますけれども、経過としては、業者委託してきた経過があるというようなことでございまして、現行の方が人件費削減につながっているんじゃないかという、そんな判断した経過もありますし、そんな状況で今日に至っているということでございます。繰り返しになりますけれども、プールも踏まえて、利用者数が激減しているとか、一時期の半減だ、もっと減ってきたという時には、改めて、さてどうしたものかというのは考える必要はありますけれども、今むしろプールは微増というようなことでございますので、今ここで立ち止まって、運営管理を冬季見直すというような時期ではない、そういういた状況にないというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 新井幹夫議員。

○2番（新井幹夫議員） あの大変しつこくて申し訳ないんですけど、あの利用状況についてですね、あの、アンケートを取ればどのくらいの利用があるか。会員になってもらって800万円ほど入るっていうことありますが、そういう形でやれば、これから機械施設なんかは壊れていくことになることが多いわけですから、この中にも

修理代も入ってますし、そんなことを考えればですね。かといって、夏の小中学生が利用する時、循環や塩素を入れないわけにいかないと思うんですけど、その間だけで冬季間、温度が下げる努力をされてやってるんですけど、そこまでしてやる必要があるのかな。本当にプールに1万人も入ってるのかなって、そんなふうに見えないわけありますが、あそこで訪れた人、トレーニングルームに行った人が、みんなプール利用者になってる。そんなことはないでしょうね。そんなことであればですね、これはあのあれですけど。あんまり行かないでプールでやっている人の姿はあんまり見ないような気がするんですね。令和6年度、総額で8,000万ぐらいかかるんですね。5,000万が8,000万、1億という大台に乗っちゃうんじゃないですか。その辺を考えればですね、この辺が潮時だなと私は思いますが、まあそんなこと言い合っていても仕方ありませんので、私はこれで終わりにしますが、いずれかは冬季間の見直し、それから始めていく必要があるんじゃないかと思いますし、体育館はあの天井も直しましたし、いろんな避難所にもなりますし、あの維持することが大事だと思っておりますが、あの再度検討していただくことをお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、2番新井幹夫議員の一般質問を終結いたします。

ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午前10時05分とします。

（午前9時54分）

（休 憇）

（午前10時02分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。5番和田一秀議員の一般質問を許します。

○5番（和田一秀議員） 本9月定例会では、私は2件の一般質問をしたいというふうに考えております。まず、村長の任期が、来年3月が満期となり、残り期間は6ヶ月、約6ヶ月ということになっておりますが、その去就も注目されるところですけども、本村では現在も色々な問題が山積しております。まず1点目、私は、本村の公共交通の令和8年4月以降の方針について具体的に質問をしていきたいと思います。本村の公共交通の現状として、今年3月のアルピコ交通の路線バス、長野高府線の4月からの減便、10月からの路線廃止の報道がまざりました。この発表を受け、村は、長野市との協議の中で、来年3月までの廃止延期と、4月からの長野市営バスの小川村までの延伸をするという代替交通導入が決まってきました。この中で、小川村では、長野市地域公共交通の計画に対して、令和8年4月からの運航に対して

村としてどのような要望をしていったのかをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 和田議員から、大変村民の皆様方も心配したり、どうなんだっていうことで、それぞれの地域に行っても大変話題になっているところでございます。現行のアルピコ交通による路線バス廃止に伴う代替交通についてでございますけれども、まさに村民皆様にとりまして、通勤通学通院の面からも大変重要な行政課題でもございます。また、改めて申し上げますけれども、市営バス共同運行に伴います要望書を、先月8月上旬でございますが、西沢議長からいただいたところでもございます。公共交通、次年度の方針についてというご質問でございますけれども、本村も同様でございますけれども、先の長野市の6月議会に提出された補正予算の中、債務負担行為に路線バス高府線、鬼無里線、新町大原線について、来年4月以降の市営バスを5カ年運行する費用、10億円が議決されております。長野市では、この債務負担行為10億円を受けまして、事業実施に向け進めている状況でございますけれども、これも新聞報道にあったかどうか、来月、10月末までには委託業者が決まる予定という報告をいただいております。また、委託、次年度4月以降の委託に要する費用、運行ダイヤ等については、今後検討していく予定ということでございまして、現段階におきましては、具体的な協議の機会は持たれておりません。10月末に運行委託業者が決定、その後、また会議を持ちながら、具体的な運行内容等々、地域要望も踏まえて検討することになっておりますけれども、現段階ではそういうといった会議等も持たれておりません。私もたまたま長野市長、副市長ともお会いする機会があるわけでございますけれども、また、このことにつきましては、正式な会議の場ではございませんけれども、大変、村にとっては重要な案件でございますので、また十分なご協議をいただいたり、ご理解をいただいて、また運行の方をお願いしているところでございます。また、まだ会議は行っておりませんし、具体的な内容は決まっておりませんけれども、私の認識の中では、減便になった現状のものの時間帯、便数、停留所も、現行、今現在のものを継続するのが前提というふうに聞いております。現段階では、具体的な内容等々についてはまだ協議の段には至っておりません。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ただ今説明をいただきまして、村長の発言のポイントは、本年4月からの減便後の現状で長野市と協議を進めてると、そういう中で現在問題が出

ていまして、8時台のバスが無くなつたと、それに対して通院用のタクシーを準備しましたと、そういうことをやつているんですが、その時間帯に関して、今村長の話の中で、8月上旬議会から、議長から、村に要望書と言いますか、出してあります。それについて即ここで回答をお願いするわけにいかないかもしないのですが、その3点の要望は、一応この本会議で一言申し上げないと、どういうものを議会から要望したかつてのは、なかなかオープンならないので、ここですいませんが申し上げます。それは、具体的には減便前の状況を維持してくれという要望だと思います。1つ目として、土日祝祭日の運行と、減便となつた8時のバスと同じ経路での運行と。これは具体的には初引から長野日赤であります。村長さんの方からあつたその代替のタクシーは、現状、今、高府から長野駅までということになってると思います。それから3番目として、高校生の課外活動終了後のバス運行、今、最終便が一便早くなつてるという中で、不便を感じているんですが、今回その長野市の要望で、この3つの項目がなぜ無くなつたのかと、なぜ減便後なのかをもう1度、再度説明していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 繰り返しになつてしまいますが、次年度、4月以降のものについてまだ協議が行つていない状況でございますので、現行、今動いてるもの前提にするということでございまして、まだ一切詳細についての内容については協議もしておりますし、なんらそういった話し合いも行われておりませんので、今、動いてる、今、現状のものを前提にするという、そういう意味で申し上げました。また、8月上旬に西沢議長から要望、減便になつた際の、今後の長野市との共同運行のための要望書をいただいておりますけれども、この内容は、まさに、まさに全く同じような内容で、長野市の方にですけれども、七二会地区から、信更地区から、小田切地区から、大岡地区から、信州新町地区から、中条地区から、全く同様の3項目について、長野市の方にも要望書が出されております。当然のことながら、小川村も同じ要望ということになるわけでございますけれども、このことがどんなふうに反映できるのかできないのか、詳細についてはこれからということでござります。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） あのダイヤについては、今後、打ち合わせと、当然どうなるかわからないという話になつておりますが、先ほどの話がありました七二会、中条、信州新町、信更の地区では、その長野市に合併されて、地区協議会なる自治組織が

作られているわけですけども、そこから長野市に対して、この減便前の状況の要望を出しているので、今回議会から村に要望出してるわけですけども、我々としては要望として、小川村から長野市の要望として、小川村で困ってる問題が具体的にあるわけですから、3項目すべてではありませんけども、その中で重要な点として、例えば8時台のバスにとか最終のバスについて、要望を是非出していただきたいと。また、出すにあたって、村としては、その利用状況とかそういう住民からの要望について、実際声を聞いてるのか。その要望の項目で、土日というのは特に難しい問題ではあると思いますけども、ほかの2項目について、村としても出していく方向性があるのか。ここで村長さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 具体的な事例で今出ましたけども、朝8時のバスがなくなってしまった。この村で、今年の3月に委員会、公共交通の会議を持ちました時に、すでにこの8時台がなくなつては困るというようなご意見が出ておりました。また、4月の区長組長会の折にもそんなご意見が出ましたけども、まだその時点では議会の方にも具体的な話がしておりませんので、私もお答えできませんでしたが、6月議会のところで、それ相応の対応してまいりたいというようなことで村民の皆様方にお答えしてまいりました。6月の議会をいただきまして、7月1日付から乗り合いタクシーということでございまして、8時台のバスがなくなったことについては、今までと同様の利用者が利用できるような状況になっているものと認識しております。ちょっと最近、私聞いてないんで恐縮でございますけども、8時台がなくて困る方の実人員は15、6名じゃないかというようなことで業者から聞いておりましたし、乗り合いバスをスタートしてから、乗り合いバスの通行券っていうんですかね、利用券を買った方はどのぐらいかって聞いたら、10人前後だっていうようなことまで聞いておりますけれども、それ相応に利用されて、またそれ相応に不便は解消されてるものと思っております。村内の初引の件というようなことで具体例が1つ出ましたけども、村内のことについては、その長野市との共同運行ではなしに、村の巡回バスですか、デマンドとかで対応するものでございますので、長野市、それが高府発でなくて、初引発ということが可能かどうかというのはまだ協議はしておりませんけれども、そういうことが可能かどうかかも踏まえてこれからということでございますので、お願いいいたします。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　はい。今回答いただきましたけども、少し細かい点についてまた質問したいと思います。今の乗り合い、8時台の減便に対応する乗り合いバスについて、たらばの話をして、長野市との共同運行ができなかつた場合には、小川村としては今後もその乗り合いタクシーは続けていく予定なのか。それから、そういう住民の要望で、現在10人程度とか、10人の方が月1回なのか2回なのか、現在は病院で通院ということで限定されていますが、例えば一般の方でも利用できないのか。実際ないから諦めて希望しようがないのですが、まず、乗り合いタクシーの今後についてもお聞きしたいと思いますが、お願ひいたします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　乗り合いタクシーにつきましては、この7月1日付からスタートしております、それ相応の利用者がいるものと思っております。当然のことながら、ほとんどの方が通院ということでございますけれども、なくてはならない便だということでございますので、当然のことながら次年度以降も継続するということで考えております。通院という目的だけだというようなお話をありましたけれども、村民要望の方々の中から、8時台というものの利用者の内容からすると、多分他はないんじゃないかなと私は見ておりますけれども、またそういったご要望等々があれば、せっかく走ってる乗り合いタクシーでございますので、村民の皆様方のご要望に応えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　ただ今、説明いただきましたけども、先月の広報及び村内の回覧物を見ても、この乗り合いタクシーの件のチラシが入ったと、要望についても、何かあつたら村の方へというチラシがありましたけども、是非住民の生の声を拾い上げて、また決定後でなく何か住民に対して、この公共交通に会議では村の代表的な方々が年1回の会議をされてるわけですけども、こういう時期ですから、なんか臨時で会議なり、住民から説明会を開催するなり、そういう希望を受け取る会議を設定する考えがあるかお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　今回の件に限らず、公共交通会議、利用者さんの方から、こうしてほしい、こうしてもらえないかというようなことも踏まえて実施してまいりました。毎年ということで、そんなに具体的にころころころ内容が変わるのでございませんので、直近で言うならば、3年ほど前に、利用者の方、代表者の方、ご婦人も踏まえてご要望を聞き、現在に至っているという状況でございます。今後につい

てでございますけれども、まさに次年度から大変わりする、経営内容が大わりするわけでございますので、当然のことながら、村の公共交通会議を開催し、また利用者の方からのご要望等々お聞きしながら、できる限りの対応をしてまいりたいというようなことでございます。具体的に申し上げますけれども、年内ということで年内には遅くも村の公共交通会議を開催し、利用者さんの方からも出席していただいて、どんなご要望があるのか、どんな不便があるのかということで、会議を開催する予定でおりますので、お願ひいたします。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　はい。ただ今、村長さんの方から、会議なり説明会なりを設定していただけるということで、是非その実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。今回、長野市との共同運行で、高府から長野までの公共交通はなんとか確保できたと。ダイヤもその減便ということで減ってくると。我々、素人のダイヤ管理をする人間ではないですけども、日中非常に利用が、私も見てますけど、少ないところはもっと大胆に減らして、朝晩を重要視していただくダイヤ改正を望んでるわけですけども、この共同運行のバスの時刻が決定した時点で、是非現在の村内の、循環バス、デマンドバスの運用を含めて改善といいますか、減便前と減便後、現在その共同運行のタクシーは1便増えましたけども、それ以外全く変わってないと。現状のままがいいのかどうか、スクールバスとの運用も兼ねて、小川村としてどのような検討をしているのか、お聞きしたいと思いますがよろしくお願いします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　ちょっとすいません、先ほど加えればよかったですけど、ちょっと1点加えさせていただきますが、村の公共交通会議の参加者の内容で申し上げますが、運送業者ということで、アルピコ交通、アルプス観光タクシー、国交省長野運輸支局、それから利用者代表ということで、シニアクラブの会長、民協の会長、小中PTA会長、高校生保護者代表、それから村からは教育長、住民福祉課長というメンバーで開催してる会議でございますので、加えさせていただきます。それから、村内の巡回バス、デマンドバス等々の変更というような考えということでございますけれども、現行の循環バスでございますが、朝、昼、夕の3便が運行されております。デマンドバスは朝8時から15時までの2台で運行しているという状況でございます。巡回バス、朝夕の時間帯でございますけれども、スクールバスを兼ねてるため、時間の変更はできないというふうに考えております。朝夕についてはスクールバスも兼ねてる所以、時間の変更は厳しいということでございます。それか

ら、その他デマンドバスも踏まえて、昼便も踏まえてですが、先ほども申し上げました利用者の方々のご要望等々を頂戴しながら、また改善していくことは可能でございますので、対応してまいりたいということで考えておりますので、お願いいいたします。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　今回は、アルピコ交通の路線バス廃止に伴いまして、新しい村内の公共交通の形態がこれから変わっていくと、そういう中で村が積極的に運用を考えていただけることをお願いしまして、1つ目の質問をこれで終わりにしたいと思います。

2番目としまして、有害鳥獣の駆除の活動についてでございます。現在、村では、有害鳥獣の対策事業として3件の事業を進めております。まず、1件目の鳥獣被害防止柵設置事業につきましては、特に高額になるサル対策用に個人が設置した防護柵に、補助金については事業費の10分の8が限度額の補助が設定されるようになったことは評価できると考えます。問題の2点目ですけども、有害鳥獣駆除活動の推進事業として、現在、カモシカ、サル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンシカ、それから小型の鳥獣を捕獲した場合に補助が出されます。現在、小川村では補助額がカモシカ2万5,000円、1頭あたりですけど猿2万円、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンシカ1万6,000円、他になります。小型の鳥獣に対しては1,000円から2,000円となっております。今年に入ってからも山の餌が不足し、これらの有害鳥獣が里に出没して作物を食い荒らすなど、村内での鳥獣被害の報告が例年以上にあります。今後、人に大きい被害を及ぼす恐れのあるクマの出没注意の放送も、今年は幾度となく流されています。そういう中で、昨今の物価高を受けまして、ワナの巡回に必要な燃料費や銃弾の価格が高騰している現状がございます。有害鳥獣対策に関わる地元の小川支部の猟友会員に対する報酬について、村外の北信地域では報酬の引き上げを実施したり検討したりする動きがすでにあります。本村での補助事業の考え方を伺いたい。是非、値上げなり適正な補助金額についての見解をお願いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　有害駆除活動というご質問をいただきました。大変、村内でも農作物等々大変な被害が出ておりまして、また、猟友会の皆様方には大変なご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。有害鳥獣の補助単価について、今、和田議員からも具体的な数値でお話がありましたけれども、

今の村が直接的に支出する補助内容でございまして、この上にさらに国からの上乗せがございます。今のは村の例えは、カモシカですと2万5,000円でございましたけれども、それぞれにまた国の上乗せがございまして、サルだと村が2万円でございますけれども、さらに国からの猿だと8,000円のプラス、ニホンジカ7,000円の上乗せ、イノシシ7,000円の上乗せ、ハクビシンについては1,000円の上乗せというような、そんな内容のものが補助として出されているところでございます。補助内容についての見直しはどうなのかというようなお尋ねでございますけれども、これ担当の方からですね、信濃町、飯綱町、長野市等々の内容について調べていただきました。大変それぞれの地域事情がありまして、サルが出ないところでそんなには困ってない地域もありますし、クマが頻繁に出る地域もありますし、一概には比べられないわけでございます。相対的に、トータル的に言うならば、村の補助内容については決して、他町村と比べて決して劣っているとは思っておりませんし、それ相応の額ではなかろうかと、そんなふうに考えたところでございます。先ほど冒頭申し上げましたけれども、大変、猟友会員の皆様方には、クマ出没等々についてはすぐ対応していただいたり、住民の方からもなんとかしてもらいたいというような具体的な箇所があれば、猟友会の会員の方々、その地域の会員の方にお繋ぎし、すぐ対応していただくななど、そんな状況でございます。また、これとは別に村からも、猟友会員の方に1万2,000円の駆除活動費として1万2,000円が支出されているということでございます。トータル的に見て他町村等とは決して少ない額ではございませんが、また猟友会員の方に大変なご努力を、ご協力をいただいているわけでございます。また、例えばクマ被害だと、とてもじゃないけど大変だからこれもう少しなんとかしてくれないかというような状況があるかもしれませんけども、猟友会員の皆様方と忌憚のないご意見を頂戴しながら、それ相応の適切な補助内容にしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　ただ今、補助についてのお話をいただきましたけども、この猟友会の小川支部では、日頃の活動の他に、随時、一斉駆除とか、そういう活動をしている中での手当が年間1万2,000円ということで、その額が多いか少ないかちょっと私も判断しかねるんですけども、基本的にボランティア、ボランティアと言っては失礼ですけども、生業として成立しているわけではなく、持ち出しの方が現実的には多くなっている現状があるのでないかというふうに考えます。小川村ではこの人身被害、特にクマが1番問題になってるんでしょうけども、出勤と言えばいい

のか出動依頼と言えばいいのかわかりませんけども、そういう依頼の手続きというのはどのようになってるのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗）　高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫）　はい。実際には、畠等で、農業被害、それからクマについては、目撃情報があり次第ですね、林務担当の方から猟友会長に依頼をしまして、調査それから駆除に至るまでお願いしてるという状況であります。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　役場から隨時、猟友会に出動要請をしている。年何回そういうものがあるかどうか分かりませんけども、猟友会独自でも一斉駆除というものを年何回かやってると思います。この猟友会員の活動を、経済的負担を軽減するってことで、是非、村がこの1万2,000円の活動費の増額と、色々負担軽減の対策をお願いしたいと思います。その中で、狩猟免許取得補助事業についてでございますけども、有害鳥獣捕獲活動を行うため、新規に狩猟免許、銃獣、網獣、罠獣など取得する経費についての補助事業が、免許取得費用の2分の1、限度額2万円となっているのが現状です。小川支部においても、狩猟免許所持者の減少、高齢化が進んでいる中で、取得する場合の経費も増額しております。北信の市町村の中には、有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許所持経費を全額補助している例もあると思います。猟友会員の減少を防ぐため、取得希望者が少ない中で、狩猟免許所持者を増やすための本村の取り組みがありましたら伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　猟友会員を確保するための取り組みということでございますけれども、これも和田議員の方からもございましたけれども、狩猟免許取得の経費でございますが、試験の受験料、申請料、医師の診断書など含めておよそ2万から3万ほどがかかるようでございますけれども、狩猟免許取得の際ですが、取得費用の2分の1、2万円が限度ということで補助をしてる状況でございます。また、先ほど私、猟友会員の方に1万2,000円と申し上げましたけども、正式には猟友会を小川村鳥獣対策実施隊ということで、有害鳥獣対策のための任命ということで年1万2,000円をお支払いしているというような、そんな状況でございます。大体、年に1名前後ぐらいが新たに免許取得されてる方がおいででございますけれども、また新たに増えた方は、やっぱり鳥獣害対策のために、罠獣だとか、こういった狩猟免許を取るというような方も確かにおいででございますけれども、かつては趣味の分野でございまして、趣味でやられる方が、全盛期には120人ぐらいの猟友会員がいたというよ

うなこともございましたけれども、そのころはですね、鳥獣害なんてまずなかったような時代でございましたけど、まさに皆さんのが趣味のレベルで120人もの村内にも会員がいたというような、そんな時代でございました。だんだん、だんだんいろんな事情、状況がございまして、会員も今20数名というように聞いておりますけれども、その中には趣味というよりも鳥獣害対策で免許を取るというような、そんな方もおられるというような、そんな実情でございます。繰り返しになりますけれども、趣味の世界というようなこともございまして、なかなか全てに、その取得経費を公費からというようなことはちょっと難しい面も一面はあるわけでございますけれども、そうは言っても、繰り返しになりますけれども、鳥獣害対策のために免許取得というような方も出てきております。また、内容についても、また獵友会員の皆様方とも協議をしながら、もう少し出してもらってもいいじゃないかというようなご意見があるのかどうか、私、直接的には聞いておりませんけども、また会員の皆様方のご意見を頂戴しながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗）　和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員）　ただ今、村長の答弁で、過去の話として、この狩猟が趣味の世界であったということは私も認識しております。現状、これから免許を取ろうとする方は村長がおっしゃった通り、この有害鳥獣の被害の対策として、防止の一環として有害鳥獣の駆除をしていこうという事業ですから、是非、趣味という取り扱いから一歩進んで、村としても考えていただきたいと思います。小川村ではまだクマによる人的被害というのは、私の知る範囲では発生しておりません。対策としまして、今月1日に一定の条件を満たせば、自治体判断で市街地の緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が施行された。他の市町村では具体的にそういう改定が必要なぐらい人的被害が出ていると。村長さんが今趣味の範囲だというふうに考えてますけども、これから免許を取る人は、北信の某所でその趣味が発展して殺人事件というものまで起こしてしまった事例もありますけど、それは特殊な例というふうに考えていただいて、小川村でこれから免許を取る方は、当然、有害鳥獣のためにということで、ボランティア精神がまずこの中にあっての免許取得だと思いますので、1つは補助の増額も是非検討していただきたい。それから、今話ました改正鳥獣保護管理法に関して施行される中で、小川村も市街地というのは少ないので、集落が山の中にたくさん点在しております。その点在している中の発砲というのは、大変制限されてるという話を過去には聞いております。この改正法で市街

地という解釈を小川村にしたら、ほんとにごく一部になるわけですけども、獣友会員の話を聞きますと、近くに民家があると発砲できないんだと、そういう話も聞いておりますけども、自治体が、この改正鳥獣保護管理法の体制の整備、それから安全確保をする職員の人材育成とか、そういうものが課題になってくると思いますが、村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） クマ対策で法律が改正されたというようなお話がございました。近年、クマ被害、人的被害というのは私も聞いておりませんけども、かつては長い歴史を辿るならば数件あったような、そんな記憶でございます。また、銃の発砲は、民家から100メートルは離れてないと発砲できないというような、確かにそんな規定だったと思いますけれども、なかなか難しい状況でございます。ただ、あの檻ですね、檻で確保された時に放猟するのか、銃殺するのかっていうそんな判断も迫られるものと思っております。また、鳥獣害対策、大変大きな課題でございますし、農家の方も、もう農業やる気力さえなくなってしまうような、そんな大変重要なこととなつてまいりました。また、行政として免許の取得経費も踏まえてですが、また私ども一方的な考えでは適正な価格は確認できませんので、また獣友会員の皆様方とも十分協議をしながらですね、こういった鳥獣害対策のために狩猟免許を取っていただく方の後押しができるような対策というようなことで、また十分、現役の会員の方とも協議をさせていただきながら、また改めてまた検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） はい。ただ今、獣友会との意見交換という話を村長さんからいただきましたけども、獣友会員の方々がだんだん高齢化、高齢化に伴い減少していく中で、有害鳥獣駆除活動を専属業務とする例えば集落支援員の任命とか、先ほど課長から説明がありましたけども、現在、村での担当は林務係の方が、その調整役を携わって思うわけですけど、当然その方は、数年そこにいらっしゃると別のポストになってまた新人がそれを担当すると、新人と言ってはいけませんね、新たな方がそれを担当していくことになると。その中で、専属業務としてパトロール、巡回対策に対しての今話しました集落支援員、もしくは会計年度任用職員としての採用について、村の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 有害鳥獣対策として、専門の方をお願いして、業務をお願いして、

対応する考えはどうかという、そんなお尋ねでございます。先ほども申し上げました通り、クマ被害、出没情報等々あれば、速やかに獣友会員の方と連携を取りながら、サル出没もそうでございますし、様々な経過につきましては、迅速に連携が取れているものと認識しております。有害鳥獣対策のために専属の職員ということでお話をありましたけども、パトロール、見回りも必要でございますけれども、年間を通じて1年を通してという業務ではなかなかふさわしくないと言いますか、それ相応の業務量もないんじゃないかというふうにも思っております。今の状況で、情勢で、速やかな対応ができているものと思っておりますし、確かに、小川村、中山間地域でございまして、山々に囲まれているわけでございますけれども、村の地形、面積そのものはそんなに自治体としては広い地域ではございません。集落もまあまあ点在はしておりますけれども、ご案内の通りでございます。今、有事の際に、獣友会との連携で、十分とは申し上げませんけども、それ相応の対応ができるいるものと思いますし、専属の職員をお願いして対応っていうような、そんなことまでは考えておりませんけども、現状でそれ相応の対応ができるいるものと、そんな認識でございます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ただ今、専属業務としての担当を設けるのには業務量が少ないという回答をいただきましたけども、いざ鎌倉ではないですけども、いざそういう有害鳥獣が、特に大型のものが出来た場合には、獣友会の方々に出動を要請するという体制だということですので、是非この獣友会員の方々の活動を、より手厚く、それから獣友会員の方が積極的活動ができるような、村からの支援施策をお願いして、本日の私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって5番和田一秀議員の一般質問を終結いたします。

ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午前11時丁度とします。

（午前10時51分）

（休 憩）

（午前11時00分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。9番山本 陵議員の一般質問を許します。9番 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） それでは、通告に基づいて質問します。まず、村で策定している第6次小川村振興計画後期基本計画がありますが、これまで村では、第6次小川

村振興計画基本構想及び基本計画を策定し、計画に沿った事業を実施してきました。令和5年度に基本計画の計画期間が終了するため、令和6年度から令和10年度にかけて実施する、後期基本計画を策定したもので、これは村の最上位計画であり、村づくりの指針となる計画で、全6章からなっていますが、その中の移住定住に関してですが、まず初めに、單刀直入に伺いますが、改めてになりますが、若者定住住宅の目的と意義を村長に伺います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 6次振興計画につきましては、山本議員のお話の通りでございまして、現在、6次振興計画、後期5カ年計画が令和6年3月に策定し、現行ということになっております。ご質問でございますけれども、若者定住住宅ということでございます。常々、会議の度に私は申し上げておりますけども、行政課題各般にわたる中でございますけれども、中でも人口減少対策というのは、村発足以来の重要課題でありまして、長期課題、重要課題というそんな経過でございます、人口減少対策というのは今まで、村発足以来、過疎対策ということで、企業誘致から始め、道路改良から始め、様々な行政、過疎対策のためにと取り組んできたわけですけれども、結果的には現状というようなことでございます。様々な取り組みがどういった成果があったのか、どういった効果があったのかというのを数値であらわすことは難しいわけでございますけれども、現行の状況というのはそんなことでございます。これも私、常々申し上げておりますけども、人口減少対策は1つのことでなせるものではありません。生活環境の整備も必要ですし、農業振興、産業振興も必要ですし、また高齢者目線で言うならば、福祉、医療、介護の充実も必要であります。また、現在特に言われているのは少子化対策でございまして、子育て支援対策等々様々な分野が必要で、様々な分野がなくして人口減少対策は叶いません。そうした中でございますけども、常々、村民の方ではありませんけども、各町村とも、まちひとしごと総合戦略等々で、人口減少対策で、うちの村はうちの町はこういったことをやってますと言っても、受け入れ体制が整っていないんじゃないかと。さあ、うちの村はうちの町はいい町だけども、是非来てください、うちはこんな村ですよと言っても、受け入れ体制ができていないじゃないかっていうのは、常々、私は村外の方ですけれども、その道の方からよく言われておりました。小川村のことではなくて、どこの自治体も一生懸命人口対策と言いながら、うちの村や町をPRしながら、受け入れ体制ができないじゃないかというご指摘をいただきました。受け入れ体制とはなんだということになると、例えば、小川村は山並みの景観、アルプス

の景観、非常にいいところなので、ここで暮らしてみたいと思っても、さて、じゃあ私は住むとこはどこですかっていう時になった時に、住むところは自分で探してくださいということには参りません。やっぱり直接的に必要なのが私は住まいだというふうに考えておりまして、それが空き家対策であったり、若者定住対策だということで、人口減少対策の直接的な意味合いで大変重要な政策であろうというふうに考えております。そういうこと等から、今まで近々も踏まえて、住宅対策を進めてまいりましたけれども、今後もそれ相応にどういった需要があるのか、どういったどのぐらいの方々が、村に住宅等々あるのか、担当からも常々、年間を通じて問い合わせあるかいというようなことで聞いておりますけれども、空き家も踏まえて、それ相応の村の状況を尋ねられる若い方がおられるということでございますので、そういう意味も踏まえて住宅対策に取り組んでいる、そんな経過でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 少しちょっと視点を変えて教育長にお尋ねしますが、移住定住施策を進める中で、現在抱えている課題、また今後起こり得る課題、問題点があれば、答える範囲は限られてくるとは思いますが、お答え願えますか。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 移住者に向けた学校教育の課題みたいなものでよろしいでしょうか。教育振興基本計画でも述べてきてますけれども、環境整備、施設、また人的な整備に努めてきています。また、教育の枠組みの充実という、そういう面でもだいぶ変化をもたらしてきたかなと思っております。移住者増に向けた学校教育上の課題ですが、大きく分けて内なる課題と外なる課題と分けますと、内なる課題では2つ大きくあるかなと思っています。1つは子供自身の問題です。転入してくる子供、それから在校している子供にとっても、新しい出会いがあるということは、社会性の面で大きな力を得ることになります。新しい世界に入り込むということは、子供にとって、また大きな障壁でも逆にあります。こうした不安を持つ子供たちに対して、寄り添うことは大変重要であり、子どもたちにとっては、他人事を自分事として考えられる資質や、心根を1人1人に培っていくこと、またそういう支援をしていくことが教師には求められるかなということを思っております。教育委員会としての内なる課題ですが、わたくし、教育長就任以来、村づくりの教育の基本は、1人1人の子供が大事にされ、個々の子供の個性と確かな学力の伸長だと思ってきて、実践してきました。それが実感できるということを大事にしてきました。4月、直

接先生方にこの考え方のもと、実戦と依頼を毎年してきました。また、教育内容、教育環境整備、先ほど申しましたけれども、充実に努めてきました。そのおかげで、長野市との教育事務委託では選ばれる学校になってきたかなと思っております。ある中1の保護者の方からは、他校と比べ圧倒的に小川が良かった。山の中にも関わらず手厚い学習環境、最先端の教育が受けられるこの素晴らしい、本当にありがとうございますという感想をいただきました。単に人数増だけでなく、社会性の育ちからも非常にいいかなと思っております。そういう実践をしてきた内容ですけれども、例えばですが、今、DXリーディング校、デジタル教育をツールとして、選考実施をしておりまし、ALTの小中学校の配置、広島の平和学習、3万円の補助です。ある村では、広島行って3,000円の補助だと。うちは10倍の補助しております。また、土曜、それから放課後的小川未来塾、また保護者負担の軽減に向けても努めております。例えば、今年度は給食費の半額補助をしております。また、議会の理解もあって、学年費、教材費もアップし、現在では1人月額900円集めるだけになってきています。それも10ヶ月ですので9,000円集めればいい、いわゆる教材にかかるお金はもう足りる。だけになってきておりますが、PRが不足しているのかなと思っているんですけれども、ありがたみを保護者の方が感じておられるんだろうかと。先ほどの長野市の保護者の方の感想と、それを見ていた小川の保護者の方はみんなポカンとしていたと、その話を聞いて、本当に実感してるのであるのかなということを思った時に、もっと言えば移住者を増やすためには、ホームページでそういう良さをアップしていくということも大事な要素になってくるのかなということも思っております。また、地域に誇れ、選ばれる学校というものを目指して、もっと教育委員会としても、教育実践を推進していく必要があるかなと思っております。それが内なる課題です。外への課題っていうことでいきますと、移住者等の、地域によっては非常に広範囲なところに散らばっていくことが予想されます。そうなった時に、スクールバスの運行と足、いわゆる通学の足の確保というものが、ネックになってくるだろうなと思っておりますし、クマの被害があちこちで報告されているときに、児童生徒の安全な通学ということを考えた時にも、1番はスクールバス等の足の確保ということが今後の課題になってくるかなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 今、内なる課題、外なる課題、またちょっと委員会などでも質問させていただければなと思いますけどもありがとうございます。総務課長と建設

経済課長にお尋ねします。この計画の中の第一章、第7節、住宅の中の現状と課題というところの中では、地域の活性化の原動力としての、若者定着を図るために、公営住宅の建設を進め、定住化に一定の効果を上げているとしながらも、国内情勢及び移住者情報などをしっかりと検証した上で、住宅施策を進める必要があると書かれていますが、先ほどの村長の答弁や、また教育長の答弁にもありました計画書の中身と現状では、移住定住施策や若者定住住宅のところで、一部分ではありますが乖離が見られ、村民が求めている方向とは違う方向に向かっている部分もあると存じますが、両課長が把握されている現状と課題を伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） 今、議員おっしゃられた通り、この振興計画ではですね、村として、村営住宅の建設により、若者の世帯が居住して人口が減っていくことに歯止めがかけばいいわけなのですけれども、減少はちょっとやむを得ない部分もあるうかというふうに思っております。ただし、そうは言いましても、この住宅の建設によりまして、その減少の速度が緩やかになっているというふうに私は感じております。また、先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、空き家バンクにつきましても、空き家を求める利用者の登録数っていうのが約390名ほどございますが、実際ホームページ等に出しております登録物件は8件というような状況で、非常に少ない状況であります。そのため、希望する物件が見つからないという方も多くおります。そのような感じで、やはり住むところを優先と言いますか、大事にして施策は進めてはいるのですけれども、まだまだ足りない部分が多いかなという、そんな感じはしているところでございます。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 増えている移住希望者に対しまして、居住できる住宅の整備が追いついていないとする課題に、戸建て住宅の継続な建設により移住政策を推進しております。また、老朽化する公営住宅を、昨年度作成した長寿命化計画に基づきまして更新しております。そういった中で、今年度、島田住宅の除却によるもの、それから、来年予定しております若者定住促進住宅の建設に向けての造成工事等を行っておりまして、これらの整備が進んでいることによりまして、今、村の住宅につきましては、ほとんど空き家がないという状況でありますので、そういったことで、この課題に対する対策の方も順次今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 私が求めていた答えと、だいぶ中身が違ったので、もし中身わからない時、反問権でもいいので確認していただければなと思います。その住宅が足らないっていう部分は、課長の言われることもよくわかるのですけど、その後の部分をちょっと尋ねてたので、まあちょっと時間もなくなっていきますので、それはまたの機会にお尋ねしたいなと思います。次、村長と副村長にお尋ねしますが、この計画書の冒頭のところで、平成の大合併において自立を選択した当村が、移住希望者の受け入れ体制の整備、子育て環境の整備など、そのようなものを通して持続するために必要なものっていうところを挙げられていますけども、そのような様々な施策を講じ、人口の維持と定着を推進する必要がありますと書かれており、小川村が自立した村として存続するために、村長が言われる通り、移住、定住政策がとても重要なものとはなりますが、先ほどの教育長、また総務課長、建設経済課長の答弁を踏まえ、今後どのような移住、定住施策が必要になっていくのか、具体的に副村長、村長の順番でおうかがいします。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 通常と違う順番でのご指名でありますので、村長より先に答弁をさせていただきたいと思います。今、ご指名を受けて、今まで答弁の際、いかに楽をしてきたのかというのを身に染みて実感しているところですが、あえて、では先に答弁させていただきます。今、山本議員がおっしゃったその部分というの、多分、第6次振興計画の基本構想の計画の概要の部分かなというふうにお見受けしたのですけども、確かにそのところに、合併で自立の道を進んで、これから一生懸命色々と人口減少対策やっていくんだというような趣旨のことが書いてございます。で、この部分については私も大変気に入った部分、個人的ですけども、気に入った部分ですので、ちょっと記憶していたので、多分ここのことをおっしゃってるのかなというふうに今思ったところでございます。で、こういった計画を踏まえてどういうふうに人口減少対策をしていくのかというお話になると、私はどうしても、先ほど村長が言いました総合力だと、確かにそういう話をしていたと思うんですけども、私も、移住、定住対策、人口増の対策については、村の総合力が試されるものだというふうに常々認識しております。1つだけの政策で、1つの政策を打ったからといって人口が増えるというものではない。つまり、しっかりした村づくりを進めていきながら、その中でいくつかポイントになる施策を打っていくということになろうかと思っておりまして、総合力という土台をまずしっかりさせることが大事だというふうに考えております。では、総合力をしっかりさせるのにどうし

たらいいか。これは、私が考える総合力というのは、住民自治と団体自治、この2つがしっかりとしていること。ちょっと抽象的ではありますけども、憲法に出てくる地方自治の本旨というのは、住民自治と団体自治で、地方公共団体が運営されていくことを想定しております。そして、団体自治というのは、国から独立した法人格を持った村という存在がきちんと行財政基盤を確立し、しっかりした運営をしていくこと、そして、住民自治というのは、住民自身の意思によって、まさに村の育成を決めていくことで、皆さん方、議員の皆さんは紛れもなく住民の代表でございますので、議会の力量が高くなるということが、住民自治の力量が高くなるということとほぼ同義ではないかというふうに感じているところでございます。そういう意味で申し上げますと、今回、広報公聴常任委員会が設立されたということは、誠に重要なものでありますし、この広報公聴常任委員会の活動によりまして、住民の意見を吸い上げ、そしてそれをこの議会の場で村とぶつけ合って、より良い村政運営に向けて、お互いに切磋琢磨していくと、そういう形が1歩前に進んだのかなということで、大変意義深い9月議会であるかというふうに感じております。今後も、村長をはじめ、私も教育長も、そして各課長も行財政運営の充実には心血を注いでまいりますし、議会の皆さんも住民の意見を取り入れながら、住民自治の向上にご尽力いただければ、村としての総合力が高まるものというふうに考える次第です。その上で、いくつか必要になる政策ということであえて触れさせていただきますと、まず1点目、教育について触れるのは教育長がいる前で僭越ではありますけれども、私は郷土学習と言いますか、村のことを学んでいただくことが大変大事だと思っております。それは今も小中学校でやっていることだと思いますけども、郷土のことを学ぶということに一定の力を入れる事。そうすると、私も定義からしますとUターン組ということで、移住者の定義に合致するわけですけども、一旦外へ出ても村のことを知っていると、そこで比較をしながら、自分の住んだ村はこんなにいい村だったんだということに気がついて、ある時に戻ろうというふうに思うものも出てくるかと考えます。現実に、村の若手職員もそうやって、いったん外へ出たけれども戻ってきたという職員も最近おります。ですので、郷土について学ぶ、そういうことを教育の部分では、さらに力を入れていただくことが必要かなというふうに考えております。住宅政策についてはもう申し上げるまでもありませんので、あえて省かせていただきますけども、移住者に対してのPR方法、これについては多少工夫の余地があるのかなというふうに感じております。というのは、小川村の立地条件からしますと、多分、山が好きな人、アウトドアが好きな人にとっては、

移住の選択肢になり得るものだというふうに感じておりますので、アウトドアショップとか、それからスポーツショップ、そういったところのネットワークを使いながら、移住希望者が多いだろうという層の人たちに向けて、小川村のアピールをしていくというような工夫も必要かと考えているところでございます。そして、そういったことを進めていくために、やはり組織体制をしっかりとしなければならないと。今年については、誠に残念ながら総合戦略推進室については欠員が生じておりますけども、来年度以降きちんと人員を補充して体制を強化し、そして効果的な戦略の推進に努めていくことが必要かなと考えておるところでございます。そして、最後に1つ付け加えたいのですけども、これも村長が言ってる通り、本当の人口政策というのは国策であるべきだと考えております。国はもう昭和の年代から分散型社会を目指して法律まで作って、日本の社会を、東京一極集中ではなくて分散型の社会にしようということで様々な取り組みをしておりましたけども、なかなかそれが進んでおりません。しかし、ここへ来て、東京都の首都直下型地震や、それから南海トラフ地震、30年の発生確率がそれぞれ70パーセント、80パーセントというふうに言われている昨今、また分散型社会の形成がクローズアップされてきているというふうに考えております。折りよく、長野県知事が9月3日付で全国知事会の会長になりました。その知事会の会長の公約にも、分散型社会の推進を国に働きかけていくというものが冒頭にあります。ですから、県を通じて国に対して、村としても働きかけていく、そういったことが必要になろうかというふうに考えております。以上、雑ぱくではありますが、私の考えを述べさせていただきました。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 6次振興計画の内容ということでのお尋ねでございます。中でも人口減少対策、村の現況も踏まえてどうなのかというような、そんなお尋ねでございます。繰り返しになりますけども、人口減少対策というのはこれといった決め手があるわけではありませんし、中でも、今日のご質問の中では、村営住宅というようなことでございます。平成の合併から既に20年が経過する中で、20年前当時、村民の方からも様々なご意見があった中でございますけれども、どことも合併せずにというような方針を決め、以後、村民の方々から2分した考え方方が、意見が2分されたわけですけども、合併はしないんだというような決定をした後、翌日から、やはり合併だ、やれ自立なんて話は一切出なかった。いかに村民が1つになったというような、そんな思いがしてるのでございます。人口減少対策につきましては様々な分野がありまして、これだっていうのは決め手がないわけでございますけ

れども、特に住宅対策ということで、ここ私になってからも、若者定住住宅建築しておりますと、そのことでちょっと少し申し上げたいというふうにも思っておりますけれども、村の今、世帯数が約1,000世帯でございまして、公営住宅の戸数が120棟ございます。公営住宅と言いましても、人口減少対策のみならず、公営住宅であったり厚生住宅であったり様々な住宅の目的がありますので、一概に移住、定住を目的した住宅ではございません。その中でもですね、単独住宅ということで、直近ですと、前年度に釜蓋に5棟建てましたけども、単独住宅ということで建てさせていただきました。若者定住を目的にしました単独住宅は約30棟ほどございますので、村営住宅120棟のうちの4分の1が単独住宅という、そんな状況でございます。確かに小川村は1,000世帯のうちの120世帯が公営住宅ということでございますので、確かに数値を比べれば村営住宅が多いんじゃないかというような、そんな状況かもしれません。県内の町村を見たときに、公営住宅が2割を超えており、世帯のうちの2割が公営住宅だという町村は5町村があります。3割を超えており自治体の世帯の3割を公営住宅が越えてる自治体は1自治体ございます。すべて過疎町村でございます。いかに住宅が直結する人口対策の主たる政策だというふうに私も思っておりますし、先ほど申し上げました通り、他市町村の状況を見ましても、大変、過疎町村に至っては公営住宅の割合が多いというような、そんな状況でございます。また、1つ、これも余計な話になってしまいますけども、かつて、議員の方に私、資料申し上げましたけれども、お亡くなりになる方生まれる方の自然増減は、これは申し上げませんけれども、転入転出の社会増減ということで、ずっと比べてる数値がございまして、直近5カ年ですと社会増減が直近5カ年のトータルで、マイナス5人なんですね。1年1人が転出しているだけという、そういう数値でございます。小川村の若い人たちが、20名前後かももかもしれませんけども、高校卒業した大学卒業した就職したとなれば、ほとんどの若い人が転出され20名ぐらいの方々が転出されるわけでございますので、そういったものも差し引いて年間平均、直近の5カ年の数値ですけども1名の減ということは、移住定住対策、それ相応の成果があるんだろうと、そんなふうにも思っております。もう1点申し上げますけれども、ここ直近20カ年の公営住宅建築と社会増減の数値、私、表を持ってきて、それを議会の皆さんに提示したことがあるのですけども、住宅を建築したその年その翌年の転入者が、社会増がいかに多いかっていう私の数値持ってますし、またお見せしたいというふうに思ってますけども、住宅施策はそれ相応の成果があるものというふうにも思っております。1点住宅政策ということで申し上げましたけれども、

人口減少対策は村の長期課題であり、重要課題でございます。色々な様々な要点が必要でございますけれども、また今後とも、そういう需要があるのかないのかも踏まえて検討しながらまた進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 教育長にお尋ねしたいと思いますけども、今、村長、副村長から答弁いただきまして、いかにその重要な政策であるかということの中で、近年いろいろなデータを見ますと、Uターンなどのような地域との縁やつながりがある人材の方が移住した後の定着率といいますか、定着しやすいという実態が出ています。そのようなデータを踏まえ、出ていくのは仕方ないという前提に立ち、地域の良さを若いうちから意識してもらい、進学や就職などでいったん地域を離れてもいつか戻ってきたいと思える関係性、また地元への愛着を築くことを重視した、先ほどの副村長の答弁にもありました郷土教育と言いますが、そのような教育や取り組みが必要であると私は考えますが、教育長の見解を伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） Uターン者を増やすということでしょうか。先ほど申しましたけれども、移住者Uターンも含めてですけども、増やすということで私が大事にしてるのは、小川村に来れば1人1人の子供が大事にされ、個性が伸長され、伸長し、学力が伸びる、そういう実感を持つということが1番だと思っております。第6次振興基本計画の中にも、例えば給食だとか、放課後児童クラブだとか、色々なのがあります。給食も充実してきましたし、放課後児童クラブでは、朝の受け入れ体制まで踏み込んだりしています。先ほど申しましたが、こうしたことの良さというものをもっと実感できるような風にしていく必要あるなと思いますし、さらに充実させていくことが大事かなと思っております。それで今述べたように、個性を伸ばし、学力をつけ、私は子供たちには大きく羽ばたいてほしいと思っております。そして、ゆくゆくは村に戻ってきていただければ、それは嬉しいことだなと思っております。高校、大学の時代に村を出ていくというのは、もう私は当たり前だと思っております。外へ行って大きく羽ばたいていくということが私は大事だろうなというふうに思っております。それで、小川村の教育振興基本計画の基本理念は、今まで村に学びでした。これがまくら言葉であったが、今回からは、地域に学びという風にしました。なぜ地域なのか。もう小川村は小川だけではなく、中条や鬼無里も含めた教育の拠点として動いていかなければいけないと思っているからです。先ほど副村の方からも話がありましたけども、ふるさと教育のようなことをお話をされましたけ

れども、例えば、小学校ではクラブ活動で地域探検もありますし、学習ではりんご農家に行ってりんごであったり農業体験もやっております。また、地域の老人の方と一緒にゲートボールだとかもやったりして、いわゆる交流をしております。また、中学校では、例えば昨年の中1は、小川、中条、八坂の地域調べを総合的な学習の時間で発表してくれます。今年の中1は、やきもち文化、小川、中条、鬼無里、それぞれの特色あるおやきを調べたりしていくということを考えて、3地区の子供たちがいますので、3地区のそういう良さを学ぼうとしています。また、中2中3では平和学習として、小川村の戦争遺構とかを学んだり、第2次世界大戦、太平洋戦争で亡くなつた小川村の人のお墓に行ったりしながら勉強をしております。そんな地域に学ぶということは大事な視点だなと思っております。ただ、こうした地域への愛着というものが、子どもたちにとって大きく羽ばたいていてまた戻ってくる、そういう原動力になれば非常にいいなと思っておりますけれども、果たして「おやき」を学んだことが愛着になるのかどうかと言われれば、それは確信は持てないところはありますけれども、ですが、地域の伝統文化を学ぶということは、教育の大変な視点かなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） ありがとうございます。11時半の鐘もなつて、ちょっと時間も押していますので、もし最後時間があればまたこの残りの部分の質問させていただこうかなと思いますが、次の質問に入らせていただきます。

これまで過去2回、水資源保全のための条例制定について質問をさせていただきました。その中で村長は答弁の中で、地元の方の協力がなければ条例制定は難しいと、そのように述べられましたけども、長野県における水資源、水源林の保全対策に関わる取り組みという資料の中では、県の現地機関の職員とともに、水源林の公的管理の意向を示した40市町村を県の担当者が訪ね、検討を行い話し合いをした結果が出ていますけども、それを抜粋して言いますと、まず、簡易水道は合併前の県全体の旧村の水道が多いこと、その中で土地所有者の土地への執着が強く、役所から話を持っていくには慎重に進めなければならないこと、また、公図上の水源の位置を正確に把握できていない事例が多々あること、そして協定の話を土地所有者に話す時に、金銭の話になりかねないという懸念であつたり、また県、村も把握していない住民管理の水源があること、そして、仮に取水地を公有化しようとした場合、公図と現地が全く合わない混乱地であるため断念したような経緯があること、そのように、県が主導しても課題が多いということがうかがえます。昨今、長野県だけ

ではなく、全国各地の水源に近い山林において、特に中国系などの外国資本が買収の打診をしてきているという事例が多くありますけども、その中で、東京財団が調査報告書で明らかにしていることが、そもそもなぜ外国資本が日本の土地を買うのかという素朴な疑問がありますが、その答えはシンプルかつ根深いものとして3つ掲載されています。まず1つ目に土地価格の安さ。例えば北海道では1平方メートル当たり50円以下で買えるような場所もあったり、そのような金額というのは世界的に見ても非常に安価でありますけども、2つ目は扱い手不足で売られているのではなくて、維持できないから手放さざるを得ない状況、そのような現実があります。3つ目として投資目的ですが、これは林野庁が令和5年まで、平成18年から令和5年までの事例を累計したものになりますが、358件、延べ2,868ヘクタール。そしてさらに、国内にある外国資本と思われる外国系企業による買収、これが全国で334件で7,211ヘクタール。この当村においても、水源に近い山林を外国人などが見に来たりしているという情報もあります。このように国内の状況を鑑みますと、他人事ではなく、改めて危機感を持たなければならないと存じますが、現時点での村長の考えを伺います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 水資源の確保と言いますが、安全対策というのは大変重要な1つでもございます。前回も一般質問いただいておりますけれども、県の水環境保全条例が平成4年に制定されまして、村では平成7年に小川村の6割を対応している成就浄水場が、この県条例に合わせ指定されているそんな状況でございます。その後、平成25年に新たにまた県の条例ができまして、正式名称ですと「豊かな水資源の保全に関する条例」というのが平成25年にできておりますけれども、この条例によつて指定されてる町村は県下で6市町村というようなことで、大変、ごくごく一部というような状況でございます。で、小川村もそういった懸念があるのじゃないかというようなご指摘をいただく中で、成就浄水場につきましては、そういった指定がされてます。残りの薬師浄水場、塩沢浄水場につきましては、村には水利権がございません。地域の水を分けていただいているというのが現状でございまして、村主導ではなかなかできないんじゃないかというような、そんなお答えをしたところでございます。薬師沢浄水場、塩沢浄水場にかかわります立屋地区等々の表立屋地区等々のところでございますけれども、そういった必要性があるのかないのかというのはちょっと分かりませんけれども、ただ、こういった条例があります。こういった水源を確保する方法、方策が、県条例にありますということは地元の方にも知っ

ていただくことは大変重要なことでございますので、また機会があるときというといつになるかどうかみたいな話になってしまいますが、また年内にも区長会等がございますので、該当する地域の区長さん方には、こんな対応もできますよというようなことでは説明させていただきたいというふうにも思っております。前回の一般質問の時にも、また区長さんともお話をさせていただきますというようなことをお答えさせていただきましたけれども、薬師沢の区長さんに正直言ってこの話をさせていただきました。こんな条例がありますし、こんなことで保全、地域の水資源の守る方法もありますがということでお話をさせていただきましたけれども、正直言って、そういったことについては、危機感は持っていないというような状況だというふうに私は感じました。どっちの水源も私よくこと細かく知っていますけれども、どっちの水源も傾斜地の中のところでございまして、結局、広い平らな土地があるところはございませんので、なかなかそのところの水源地に都市開発ができるというような、そんな状況ではないんだろうというふうに思ってます。しつこくなっちゃって大変恐縮でございます。ただし、こういった条例がありますよというようなことを知っていただくことは重要でございますし、またそういった手続きは村がするわけでございますので、十分地元の皆様方と協議をしながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 先ほど、今の村長の答弁の中にありました豊かな水資源の保全に関する県条例の中で、この水源地域における水資源の保全に関する基本的事項として、方針が3つ挙げられています。まず1つ目は、市町村は地下水の取水に関して条例などにより規制を課すなど、独自の判断で水資源の保全に努めること。2つ目、土地所有者などは、森林と水田の整備活用を通じて、水源涵養機能を維持増進し、水資源の質を保全及び、量の確保に努めること。3つ目、県は水資源の保全が必要な地域を水資源保全地域として指定し、当該地域内の土地取引などが行われるのか常に把握し、指導監視していくこと。このように3つの基本的な方針を挙げています。さらにこの県条例は、村長の言われた2つ以外に、独自の取り組みとして、国交省は、長野県内の市町村における条例要綱の制定、水源林の整備などの運営、管理等の状況を、独自の状況を公表していますが、それによりますと、長野市、上田、松本、大町、須坂、岡谷、駒ヶ根、安曇野、佐久、辰野町、箕輪町、信濃町、南箕輪村、宮田村、白馬村、高山村、このような市町村が独自の取り組みをしているという状況になっています。また、それ以外にも、条例制定に向けた検討をして

いるという市町村が他にもあります。このような状況また国内情勢を鑑みますと、当村としても、もっと危機意識を持ち、手をこまねいでいる場合ではないと私は存じますが、その点、ちょっと時間だいぶ少なくなりましたので、簡潔に村長伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村の水源でございますけれども、成就浄水場と薬師は漂流水でございまして、地下水ではございません。漂流水でございますので、要は流れてる水を汲み上げて使っていくということでございまして、そういう必要性はまだないんじやなかろうかなと思っております。塩沢浄水場につきましては、湧水でございまして、地下水と言っていいのか地下水とはちょっと私は違うんだと思ってますけども、湧水、湧き水を採取していただいているというような、そんな状況でございます。今、県内でもそういった条例制定する町村がありますというの、具体的な町村名も挙げていただきましたけども、全国的に見ると、1割ほどの町村がそういった町村独自で条例制定しているような状況のようございます。繰り返しになりますけども、村の地形上からは、そういう土地開発みたいに関わるような地形ではございませんし、そういう危機感も正直言って私もございませんし、きっと地域の村民の方もそういう危機感を持ってないだろというふうに思ってますし、これも繰り返しになってしまいますが、ただ、こういった条例があります、こういったことが可能です、こういった必要性があるなら村主導ですべきでございますので、水をいただいている地域の区長さん方と具体的にお話をさせていただき、合わせて、その必要性等につきましても協議をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 村民の方がそのような危機感を持っておられないという話でしたけども、私が話した限りでは、かなりの方がこれを危機的に考えておられます。そして、土地開発だけではなくて、投資目的で買ったり、目的が不明なので問題に1番なるわけでして、そこら辺はまた改めて機会をいただいて話できたらなと思いますけども、ちょっと時間もだいぶ押していますので、また違う話を午後にできればと思います。

○議長（西沢哲朗） ただ今、一般質問の途中ですが、昼食のため残時休憩とします。再開は午後1時15分です。

（午前10時51分）

(昼 食)

(午後 1 時13分)

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。9番山本 陵議員の一般質問を許します。

○9番（山本 陵議員） 午後もお願ひいたします。当村の水道の歴史を含めて、午前中、同僚議員、また村長の方からも話がありましたけども、村長と建設経済課長にお尋ねしますが、上下水道が公営企業に移行し、初めての決算を迎えたが、上下水道が公営企業に移行した理由と目的、また水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管した本当の意味を、答えにくくなるといけませんので建設経済課長、そのあと村長の順で伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 従来から、企業会計への移行というのは総務省より求められていたわけでありますけれども、実際、小川村で公営企業に移行したのは令和6年度からということになりました。この関係につきましては、もういよいよ6年度から移行しないと、各種補助金の申請等もできないというようなことから、そういったことで迫られたことによりまして移行を行ったということになります。それから、厚生労働省から国土交通省への移管につきましては、国の方針により移管したというふうに認識しておりますがお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 上下水とも公益企業会計になったわけですけれども、先に課長からもありましたけれども、元よりですね、公営企業会計でというようなことで、県を通じて指導がありました、村の経営規模から努力義務ということで、これまで言われてきており、今日に至った経過でございます。期限が限られていて、もう最終年度に近い年度で公営企業に移行したというようなそんな経過でございます。公営企業会計でございますけども、現金収支、歳入歳出を見ます一般会計とは異なるわけでございまして、減価償却、建物、資産、備品等々も、減価償却等々を十分加味しながら、経営状況の透明性、損益計算書等々で損益の規模等々を明確にするために公営騎企業会計ということになったところでございます。村の村営水道、簡易水道、下水道ともですが、当然、歳入の主になる使用料だけではとてもではございませんけども経営は成り立ちません。起債の返還も含めてでございますけれども、一般会計からの繰り入れ金によるものということになっております。これも公営企業会計に移行した時点で、極力、一般会計からの繰り入れを減らすというような、そんな

指導もあるわけでございますけれども、村営水道も人口減少とともに、水道、下水道使用料で経営が成り立つわけではございませんので、これはある程度、ある意味、一般会計からの繰り入れなしに経営は成り立たないというものと思っております。また、これとは別にですが、簡易水道、下水道ともに広域運営しろというような、そんな流れもあるわけですけれども、まだ具体的にはなっておりません。いずれにいたしましても、公営企業会計というのは、かつてから県指導で移行するというようなことで言われてきましたけども、村の規模から言って今日に至っているという、そんな経過でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この地方公営企業とは、今の村長の答弁にもありましたように、自治体が事業主体になって、企業として経営するもので、経営については経済性を発揮しなければなりませんし、経済性のこの発揮という部分に関しますと、能率性と合理性の発揮とよく言われますけども、簡潔に言いますと、赤字とならず、ある程度の利益を上げるように努めることが必要であると、そのような意味であると解釈できますけども、ただし、自治体が事業主体となりますから、公共の福祉の増進という原則がこれに加わり、この2つの基本原則により運営を行うことになるかと思います。こうした地方公営企業については、地方公営企業法という法律が適用になりますが、その地方公営企業法では経費の負担の原則として、主に2つの原則、この2つの原則の中の2つの経費、その部分の一般会計が負担するとして、1つ、その性質上、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、不適当経費、2つ目が、公営企業が能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費、困難経費があり、こうした経費について、一般会計が負担をするものを公営企業繰り出し金といい、また、どのような場合に繰り出しを認めるかを定めた総務省の基準、これを繰り出し基準と言いますが、総務省の通知を見ますと、一般会計がこの基本的な考え方へ沿って公営企業会計に繰り出しを行った時は、その一部について地方交付税によって考慮するものとあることから、裏を返すと基準外であれば、地方交付税の措置が受けられないということですが、小川村の上下水道の繰り入れ金が、総務省の公営企業繰り出し基準内かどうか、見解を、また建設経済課長、そしてその後村長の順でお答え願います。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 議員おっしゃられる通り、繰り入れていい基準については

総務省の方から通達があるわけでありますけれども、小川村で本年度これに沿って繰り入れたものにつきましては、建設改良に関する企業債、元利償還金の2分の1、それから公料金対策に関する経費の2分の1等であります。その分につきましては約3,000万、それから繰り出しの基準以外の繰り入れにつきましてもございます。先ほど申し上げた建設改良費にかかる企業債の残りの半分のもの、それから施設の維持管理分の不足分ということで約2,200万ほど繰り入れてるというのが現状でございます。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 先に申し上げましたけども、上下水ともですが、事業収入、極端に言うならば使用料しかございません。使用料ということでございますけれども、使用料、人口が減少とともに使用される方も減少しているわけでございまして、当然ながら収入も減少傾向ということでございます。具体的な数値、私申し訳ございません、頭になくて大変恐縮でございますけども、簡易水道が、水道使用料で事業運営が賄われております、それよりまだ使用料収入の多い部分について起債償還に充てて、それで足りないものが一般会計で賄ってるという、こういう認識でございます。また、下水道につきましては、また簡易水道よりもまだ使用料の人数が少ないわけでございますので、事業運営そのものに、使用料だけでは経営が成り立たずには、事業運営経費そのものにも一般会計からの繰り入れ金があるという、そんな認識でございます。これはいずれも、本来、使用料でなければならぬというようなことでございますけども、当然、当初よりこういったことで上下水とも運営がされ、今日に至っているというようなこんな状況でございます。当然のことながら、使用料、料金改定も当然しなければならないわけですけれども、これまでにも簡易水道事業の使用料料金、また下水道事業が始まった時も、下水道使用料金と水道使用料金の高い安いっていうようなことも考慮しながら、今日に至ってる这样一个の経過でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） では、引き続きまして建設経済課長にお尋ねしますが、当村の公営企業会計での消費税の課税方式がありますけども、それは原則課税か簡易課税かどちらを選んでいるのか、その理由、そしてそれぞれのメリット、デメリットまでお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 小川村の課税方式は、簡水下水とも簡易課税方式でありま

す。メリットとすれば、やはり税の申告が簡易課税の方につきましては、収入額に対して 70 パーセントをかけたものを経費として算出したものと、料金収入で得た額でいただいた消費税との差で支払うということで、事務処理が簡単ということと、それに伴います、報告の方も消費税の算出の方も簡易であるというメリットがあります。しかしながらデメリットにつきましては、年によって違うわけですけれども、工事等が多い場合には、支払った消費税が多く、その分の相殺ができなくなってしまい、一般課税の場合ですとそういうふうになるわけですけれども、返ってきて、場合によっては、年によっては多く消費税を支払ってしまうというデメリットもあります。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） ちなみになんですけども、建設経済課長、お伺いしますが、業種はなんですか。業種 5 項目に分かれるとと思います。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） ちょっと認識しておりませんので、後ほど調べて報告します。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 村の公会計で業種がわからないっていうのを課長がちょっと言われるのは問題だと思うので、それはちょっと改めてまた調べていただけたらなと思います。この公会計についてですけども、村長、建設経済課長にまた改めてお伺いしますけども、今決算書を見ますと、水道事業の未処理欠損金が 2,600 万円以上、そして料金収入約 4,400 万円に対し、他会計繰入金が、先ほど村長答弁でもありました約 5,200 万ほどあります。料金収入よりも多い状況にありますが、今後、先ほどの答弁にもありましたように、料金改定も含めた対応策等、さらに一步踏み込んで検討していることがあれば、検討事項を建設経済課長、村長の順でまた伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） その部分につきましては、やはりのこと自体が公営企業会計に国が移行させた趣旨なのかというふうに思います。初めてこの決算をしてみた中で、私もこの数字について驚いているところでありますけれども、その部分については、今後の課題としては料金収入の値上げを検討していく段階に行くのかなというふうに思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 料金改定につきましてはですね、簡易水道も上下水もそれぞれ相互の関係を見ながら料金改定を行ってきた経過でございます。簡易水道はかつて、4、5年の間には必ずと言っていいほど料金改定をしてきた経過でございますけれども、直近ですと、簡易水道は確か10数年ぐらい料金改定してこなかったわけです。それには、消費税、料金改定することによって、先ほど簡易課税云々というような話がありましたけれども、料金改定、料金収入が多くなることによって納める消費税額がぐっと増えてしまって、料金改定をした収入以上に消費税を払わなきゃならなっていうような経過がありまして、そういったものを照らしながら料金改定を遅らせてきた経過でございます。直近で言うなら、当初、上水、下水とも料金が全く同額で推移してきたところでございますけれども、中間で下水道の方が安くなったりだったのかな、そんな経過がありましたけども、簡易水道の料金改定は、これも正確でなくて恐縮でございますが、令和3年に改定したのが直近でございます。下水道については平成30年だったかそのぐらいでございましたけれども、直近で言うならば、そういったことが料金改定の経過でございます。料金改定と言いながらも、かつては3年刻み、5年刻みぐらいで変えてきた経過がありますけれども、村民皆様方から見るならば、また上がるのか、また上がるのかというようなそんな経過もございます。そういった料金改定、直近の料金改定が何年前かというようなことも十分加味しながら、上下水との均衡も考えながら、また村民の皆様方の負担等々も考慮しながら今後考えていくないと、こんなふうに思っております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） では改めてですが、村長、副村長、そして建設経済課長にお尋ねしますが、地方公営企業法は、他会計からの公営企業会計の繰り出し金を任意的なものと義務的なものに分けて規定していますが、その中で、伸び悩む村税収入に対し、常に増大化するこの繰り出し金というものは、一般会計にとっても大きな負担となり、今後問題となっていくものと考えられますが、この増大化をいかに調整するかということが一つの課題であり、繰り出し基準の独自のルール化というものは、そのための1つの制度的手段であります、このほかにも、企業会計は独立採算制の徹底化と、経営経済性の追求を、またコストダウン、先ほどから述べられております料金改定、国庫補助制度との改善などの関連の中で実現していかなければならず、それをルール化によって、公営企業へ繰り出し金を利するということも時には必要ではあると存じますが、そうは言いましても、行政政策上の観点から、困難な場合があるかもしれません、今まで述べてきましたように、そのルールによ

る繰り出しの実施を実施すべく、具体的な方法などについて、一般会計そして企業会計が協力して納得できる基準というものを早急に確立させるべきであると私は考えますが、建設経済課長、そして副村長、村長の順で、一步踏み込んだ見解を伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 村長が先の回答でも申し上げた通り、やはり収入につきましては、入ってくるものについては料金しかないという中で、そこをどこから捻出するかということの部分でありますけれども、決められた国の指針では足り得ない分を、これからどうやって住民の皆さんにご負担いただかなければいけないことを検討していかなければいけないわけですけれども、今後予定されております経営戦略の中で、そのことをまた決めていかなければいけないですし、ルールとしても、水道、下水道の施設については、やはり住民の皆さんに負担いただかなければいけない部分もなかなか難しいところもありますけれども、今後は、この決算がようやく決まりましたので、これを土台にして、今後の長期的な計画を経営戦略の中で検討していくべきふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 山本議員の質問につきましては、大変答えにくい部分も含んでいるというふうに思っておりますが、議員ご指摘の通り、一步踏み込んで回答させていただきたいと思っております。といいますのは、お尋ねの件は、上下水道のみならず、一般会計への影響まで踏まえて答弁しなければ答弁が成り立たないからでございます。一般会計から上下水道会計繰り出し金を繰り出すということは、当然、村の財政全体への影響を考えなければならないという側面を持っております。今まで山本議員の質問の中では、過去、一般会計を中心とした財政推計にも触れられております。その財政推計にもこの繰り出し金については影響を与えるものであります。先ほどからのお尋ねを振り返ってみると、なぜ公営企業会計に移行したのかという問い合わせがありましたけども、先ほどの村長の答弁にもありました通り、上下水道会計の経営の明確化を図るため、明確化を図って数字をきちんと出した上で、今後の経営について数字をもとに判断していく、そして国が求めている上下水道会計の経営戦略を立てていく。そのことによって、上下水道会計の今後の投資についても検討していくことになります。そうやって投資を検討し、そして一般会計で負担できる繰り出し金額も検討し、さらに、そこで不足する分については料金改定に踏み込むという形で、それぞれ理詰めといいますか、数字を基に村民の皆さんに説明

をする。そうやって説明をするための数字を得るために公営企業会計に移行してゐるんだというふうに私は思っておりますが、これでやっと数字が出てまいりました。経営戦略を作り、そして財政推計を作り、そしてこの上下水道については将来に向けてきちんと持続可能な形で経営していくかなければならないものであります。ですから、その辺をきちんと村民の皆さんに説明をした上で、将来に向けて今何をすべきか、料金改定をいつやるべきか、そういったことをきちんと説明していく必要があるのかなというふうに考えております。ちょっと話を広げすぎてしまいまして焦点がぼやけてしまったかもしれませんけれども、料金改定に踏み込む、そしてきちんと住民の皆さんとの理解を得る、そういったことを行うために経営戦略、そして財政推計が必要かなと、その辺が村の責任かなというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 上下水道料金のみならずござりますけれども、あらゆる経費、あらゆる村民負担、住民負担というものはどうしても、近隣町村と比べてどうなのかと、小川村が高いのか安いのか、平準なのかっていうようなことは、どうしても私たちは近隣町村と比べるわけでございます。上下水で言うならば、小川村、ご承知の通りの地形でございまして、例えば下水道で言うならば、処理場というのは1番低いところにあるわけでございまして、各集落から、家庭から出る排水をただ流せば処理場に来るのが下水の当然のことの配置でござりますけども、小川村はご覧の通りの地形でございます。下水道のポンポンプ室、42か所あります。都市部のように、ただ単に高いところから低いところへ流せば処理場へ行くという地形ではなくて、小川村では42か所でポンプアップしなければ処理場へ行かないというよう、そういう状況でございます。また、簡易水道も同様でござりますけれども、まあ一例で下水道ということで申し上げました。そういったポンプ場が小川村に、こんな小さな村で人口2,000のところにポンプアップの機械が40か所ポンプ場があるというようなことでございまして、それを近隣の町村と同等のレベルの使用料で賄われるわけはないわけでございまして、まあ比べても仕方ないのかなと、そんな思いでございます。話があちこちしてしまいますけれども、移住、定住者におかれましても、前住んでいたとこの下水道料金このぐらいだったのに、小川村だったら倍にもなったというようなことはあってはなりません。繰り出し基準云々っていうような話がありますけれども、それ相応の村民負担がまず前提で、それ相応の村民負担に不足が生じた部分を、一般会計から繰り入れざるを得ないというような、こんな状況でございます。様々な経過で、様々な他市町村とも比較もしながらでござ

いますけれども、村の状況ということで申し上げました。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 今回、管轄が国交省になりましたけども、その国交省になったということは、社会インフラの整備であったり、そのノウハウを持ってる国交省ということですので、やはり多分広域化であったりとか。DX推進、広域化と言いましても経営面だけにはなると思いますけども、そういうものを踏まえて、多分先を見ていかないといけないのかなと。今後、国としてはそういう動きになっていくのかなっていうふうに私は思いますけども。ちょっともう時間来ますので、最後に1つだけ建設経済課長にお伺いしますけども、先ほど課長の答弁、また副村長の答弁でもありました経営戦略、これは今年度改正になりますけども、今の村の公会計の経営のためには必須であると思いますけども、その策定状況を最後に1点お伺いします。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 正直なところを申し上げますと、決算がようやく打てたところであります。そういう状況で、これを礎にして経営戦略を進めていくという段階でありますので、まだ進捗の方は全く進んでおりません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 時間が来ましたので、以上で私の一般質問終わります。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、9番山本 陵議員の一般質問を終結いたします。ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は、坂井 正議員の準備が整い次第再開します。

（午後1時43分）

（休 憩）

（午後1時47分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。1番坂井 正議員の一般質問を許します。1番 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） すいません、通告によりまして質問させていただきますが、先ほど来から非常にハードな質問でございましたが、私、ソフトな問題をさせていただきますので、ちょっと眠くなるかもしれませんけども、でも、しっかり質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。9月定例会の一般質問でございます。私は、まず防災力向上について質問いたします。1として防災訓練の実施内容についてです。9月7日日曜日、昨日ですけれども小川村防災訓練が実施されま

した。各地域で大勢の方々が避難されたと思いますが、地域においては取り組みも若干違っております。この取り組みに対して、助言、あるいは来年度に向けての反省点等ございましたら伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 昨日実施いたしました防災訓練等々も含めて、その内容についてのお尋ねでございます。今日の自然災害でございますけれども、激甚化、頻発化の状況下でございまして、地域住民の皆様方、村民の皆様方も大変災害意識が高い、そんな状況であり、また重要なことであろうと思っております。また、住民の皆様方にとりましては、ご指摘の通り、防災訓練が直結する大事な取り組みの1つでございます。防災訓練でございますが、昨日、今年度実施いたしましたが、毎年おおむね村民の50パーセントの方が避難訓練に参加いただいているというようなことでございまして、大変村民の皆様方の防災意識は高いものという、そんな認識でございます。防災訓練の中身でございますが、行政、村側とすれば、避難指示を出して、何人が避難されたというような報告で、避難訓練についてはそれで終了でございます。その後でございますけれども、例年でございますが、各地区ともそれぞれでございますが、地区の、区の役員の皆様方と地区、分団の皆様方と共同でございまして、毎年、例年、地区ごとに様々な取り組みが行われているところでございます。今年の実例で申し上げますけれども、砂防事務所の職員による講習会を実施された地区。村の消防団員による講習会のほか、また村の備蓄品の展示、防災に関わるビデオ鑑賞、それぞれの地域にございますハザードマップの確認、また持ち出し品の確認、あるいは土のう作りなど、地区ごとの様々な内容ということになっております。毎年それぞれの地区でも同じことを繰り返していてもという事で、それぞれの地区ごとに工夫を凝らしながら、様々な防災意識の向上に努めていただいていると、こんな認識であります。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 昨日の防災訓練、盛況だったというふうに感じておりますけれども、46パーセント強ですか、ちょっと若干少ないのかと思います。ただ、その中で外出されたり、自宅で待機されたりという方もおられますので、一概にはそのようなことは言えないと思いますけれども、今後の取り組みについてまた反省をしていただきて、次につなげていただければと思います。で、避難するということに対しては、家を空けるということです。皆様、家を空ける時にどのようにされておりますでしょうか。私は、近所に声を掛けて行こうと思っております。今は自宅に

おりますのでそのようなことはないのですけれども、現に隣に住む1人暮らしの方も、自分自身の安否確認が不安になる時がございます。その時に、その自分自身の安否確認をどうしていくのか、どうあるべきかということで、私は1つの提案として、私は○○に非難しております。氏名と連絡先を書いたポストカードのようなものをポストに置いて外出する、要するに避難するということにすれば良いかと思いました。これによって、自分の安否確認ができると思います。といいますのは、家が全壊して下敷きになっていた場合、この調査の段階でこのポストカードを見つかった時に安否確認ができます。これは1人暮らしの方には大変有効だと思いますけれども、現在、村内には1人暮らしのご高齢の方はどのぐらいおられるのか、改めておうかがいします。

○議長（西沢哲朗）　高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁）　一人暮らしのご高齢のところの部分のみ申し上げますが、おおむね250世帯、250人ということあります。以上です。

○議長（西沢哲朗）　坂井　正議員。

○1番（坂井　正議員）　ただ今250名とおっしゃいました。非常に多い数字だと私は思っております。それに対してですね、私は隣に高齢の夫人がおりますけれども、その方はですね、畠に出るときにもですね、玄関に私は畠にいますっていうことを掲げてですね、行かれます。で、それを見て、私は畠にいるんだということで、畠に行ってみますと声をかけられる。しかし、万が一の時には、私が発見した時にすぐ対応できると、そういう内容になりますので、今私が提案したポストカードや、その玄関にそのような提示することが1番大事なことではないかなって私は思うんですが、再度これについてお答えください。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　安否確認についてということでございますけれども、現状、1人暮らし世帯250ほどございますけれども、それぞれの届け出がありまして、Aさんの安否確認は誰がやるんだと。民生委員さんであったり、隣近所の方であったり、親戚であったり、そういう届け出が出ておりますので、安否確認はご本人が報告しなくても安否確認ができるような、そんな状況になっております。今、畠に行って云々というお話もありましたけれども、小さい村でございまして、隣近所の方が、このお家の方、留守だったらきっとあそこに畠に行ってるんだなんてことは多分、地域、近隣の皆さん把握しておりますので、そういうことは十分対応ができる、そんな認識でございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） それでは、私は、自治体において、そういったことを提案していきたいと思います。ただ、それは、全村ではこういう立場で広報というような形は取らせていただけないということでよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 自分の居場所をポストに入れておいたらいいんじゃないかなって、そんなご質問でございましたけれども。安否確認は、Aさんの安否確認は誰がするんだということで、多分、1人、2人、3人ぐらいまで決まっていたような気がしましたけども、そういったことで、村では把握しますし、そういう状況でございまして、毎日毎日ポストに、今日は畠だ、今、買い物だなんてことをしなくてもですね、一朝有事の際にはそれ相応の安否確認ができる、そんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） それでは、以前に村が配布しました、冷蔵庫の中にあります緊急医療情報セットについて、私は見直しを行いました。家族にも変化があったと思います。このセットは村内に十分配布されていると思いますけれども、新しく入居された方に行き届いておられるのか、お答えをお願いします。

○議長（西沢哲朗） 高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） 今、新たに入居される方については配布をしてございますので、新たな検討課題だということで認識しております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 先ほどのポストカード、今、私が頭で描いてる中でお話をした内容ですけれども、これについてはまた私も考えて参りたいと思いますし、緊急医療情報セットというものは、万が一の時に役に立ちます。中に人がおられる場合はもちろんですけれども、そこに医療の情報ですか、家族構成が書いてありますので、それをもって避難所での情報共有ができるということで、大変重要なものであると思いますので、是非よろしくお願ひいたします。まず、避難すればよいということではなくて、避難する前からの備えが大事だと思います。避難訓練に対する意識をまず変えていただいて、村からの情報発信が重要ですので、今後の取り組みを是非お願いしたいと思います。次に、2つの消防設備及び防災備品の経年劣化についてお尋ねいたします。8月10日日曜日に、塩沢水源における漏水事案について、経過と原因を改めてお聞きします。

- 議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。
- 建設経済課長（高羽哲夫） 漏水による事例でありましたけれども、消火栓を設置したのは上水施設ができてからということで、もう数十年経過していたということあります。その消火栓の連結部分が経年劣化によって、錆びたことによって漏水が発生して、地域の皆さんにご迷惑おかけしたという事例がありました。以上です。
- 議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。
- 1番（坂井 正議員） 私はこの時に、断水のお知らせが参りまして、お風呂の200リッターの水を満たしました。そのようなことで断水には至りませんでしたけれども、そういう備えをするということが、大変大事だと思いました。そこで、消防設備の、特に消火栓について、設置年数が非常に古くなっています。40年から50年を経過した設備、いわゆる村営水道が発足前に設置した消火栓についての取り扱い、現在の点検について改めてお聞きしたいと思います。
- 議長（西沢哲朗） 染野村長。
- 村長（染野隆嗣） 水道設置前というのは、多分地元の水道のことだと思いますけども、それはちょっと村では把握ができません。今も実質、水道事業で基幹改良工事が第2期工事ということで実施中でございます。第1期工事が平成14、15、16年と3カ年にわたりまして、基幹改良、総事業費7億円でございましたけども、実施しております。基幹改良でございますので、敷設してある老朽化した管をすっかり敷設替えするわけでございますけれども、基幹改良ではこの消火栓というのは対象外ということでございます。そうは言いながらも、古いものを基幹改良ということで変えて、その先にある消火栓はそのままでいいわという訳にはいきませんので、基幹改良工事に合わせて変えるべき必要なものについては随時替えてきているというような、そんな経過でございます。また、今年度も基幹改良も実施してございますけれども、状況を見ながら、単費でございますけれども消火栓もそれ相応に設置替えしているという状況でございます。
- 議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。
- 1番（坂井 正議員） 私は稻荷水道組合に所属しております、現在漏水が発生しております。これは村営水道にも大変影響が出ることだと思いますので、今現在、稻荷水道、いわゆる村営水道前の消火栓について見直しをするところであります。4カ所ほどございまして、それについては水道組合、組合長はじめ役員の方々にお伝えして、その漏水点検を進めていきたいのですが、組合のみでは対応しきれない部分がございまして、実際、損傷の状態は開けてみないとわからないというようなこ

ともございます。したがって、村当局、関係各所の協力を得て実施していきたいと思いますが、その点について、どのような形で協力していただけるのか伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 地元水道あるなしも含めてございますけれども、各地域とも様々でございます。基本的には村営水道が各ご家庭に行っておりますし、各ご家庭に村営水道が行っているということは、それ相応のところに消火栓も設置しているというような、こんな状況でございます。各地域の地元水道につきましては、途中で水源、水が足りなくてやめたところもございますし、今なお、それ相応のもので維持管理している所もございますけども、地元水道につきましては、今まで從来もこれからも、特に村からの補助とかそういったものは、これまで補助事業とかそういったもので対象にしてきた経過はございません。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 私は技術的な観点から、点検、漏水があるかどうかということを、村の専門また業者含めて応援をしていただきたいというふうに思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 正直言って、私も地元に地元水道あるわけでございますけれども、私たち地域で言うならば、どこに管路が通っているのか、それぞれ点検場所も決まってますし、特に対行政にお願いするというようなこともございませんし、今まで行政で漏水箇所見つけてくれなんてことも頼まれたこともございませんけれども、地元の皆さん、それ相応に把握しているものという、そんな認識でございます。ただし、なんて言いつですか、こういう音で確認できる装置や機械類はありますので、そういうものは村にありますので、貸し出すことは十分可能でございます。もしそういうものが必要だったら、また担当の方に言っていただければ、毎日使うものではございませんので、貸し出しして大いに有効利用していただければと、そんなふうに思います。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 震災と言いますか、地震災害によって、かなりそれが状態が悪くなる可能性があります。非常に古いものですから、もうその消火栓については撤去しようという形を取るのが肝要だと思いますけれども、それに対してですね、私たちも順次進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

続いて、消火栓の格納庫にある消火用のホース、あるいは土のう袋については、だいぶ経年劣化が進んでいるものもあります。また、穴開きや破損によっていざという時に使えないという場合がありますので、その点の点検については、消防団含めて自治体でどのように進めておられるのか、期間を決めておられるのか伺います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 消火栓に設置してあります消防のホースでございますけども、すいません、具体的な年数は覚えておりませんけども、そんなに昔ではございませんけど、全村一斉に消防団で消火栓のホースに穴が開いてないか、使えるものなのか、交換すべきなのか点検し、交換した経過がございます。確か10年かどうか、そんなに昔ではございません。かと言ってそんなに頻繁に使うものではございませんし、かといって一朝有事の際使えない、使えなかったのでは元も子もないわけでございます。また、そういった分団、各地域の状況を見ながらですが、対応していくたいというふうに思ってます。確か10年ほど前に全村のホースについて点検し、交換した経過でございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 消防用ホース、あるいは土のう袋をですね、実際に使うときにそのように穴開きや破損があってはならないと思いますので、順次また点検の方、自治体とともに進めてまいりたいと私も思います。

次に、3の日常使える防災備品の備蓄についてですが、皆さんフェイズフリーというものをご存じでしょうか。最近出てきた内容です。聞き慣れない言葉でありますけれども、日常と非常時の境界をなくして、普段から使っているものを非常時にも役立つようにという考え方です。1として、セパレートの上下用の雨具。これは両手が使えるため便利です。また防寒着にもなり、反射材や赤や黄色の目立つ色にすることで、被災した時に発見が早くなります。2として、70リットルのポリ袋。雨除けや防寒、ごみ袋。また生活用水を入れることも可能になります。3番目として、軍手。手指の保護、防寒、滑り止め、使い捨て手袋をすれば、何回でも衛生的に使えるということです。4番目として、非常持ち出し袋。在宅と避難所の2種類を用意し、在宅の場合は水や食料が入れておりません。避難所へはヘルメット、ヘッドライト、食料とともに水のほか、いつも食べている個人的に用意される嗜好品などを入れておきますと、いざ避難所に行った時にそれを食べることによって心が落ち着いてくると思います。常備薬は私もありますが、しばらく避難所から自宅に帰られない時に、その人の健康を守る上で大変重要になってまいります。5番目と

して、携帶用簡易トイレ、今は消臭剤や凝固剤によって簡単に処理ができます。以上申し上げた日常使える防災備品、店に行けば簡単に手に入るわけでございますけれども、このことに村として是非広報で、今言った内容を含めて、こんな日常で使えるものが防災備品にもなりますよということを重ねて広報でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 議員のご指摘の通りでございまして、例えば非常食等々も、行政で備蓄してゐるものは人口の5パーセント、2食分というような、そんな状況でございます。昨日も防災訓練で、地区にお邪魔させていただきましたけれども、家庭でできることは家庭で、地域でできることは地域でというようなことでお願いをしてまいりました。また、今ご指摘の通りですが、そういった状況等々についても、行政で、もちろん行政でもそういう備蓄は必要でございますけれども、ご家庭で、そういった対応していただくように、また広報で積極的にお繋ぎしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 次に日常使える防災備品の中で、今4番目に申し上げた常備薬ですが、常備薬は自宅が損壊してもってこれない場合、新しくその常備薬を調達しなければならない。その時に、主治医の先生から小川村の国保直営診療所に対して薬をもらえる指示を出してもらえるような形をとっていただければ、もしこれが可能となれば、場合によっては病院へ通院することも、その移動手段も考えずに済むのではないかなど私は思います。直営診療所における処方箋の処方について、できるのか、またそのような事例があるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） そういった事例はございません。また、常備薬と申しても自分で確保してゐる方もいるでしょうし、専門家じゃないので正確にはお答えできませんけども、多分、診察なしに薬は出せるわけではないので、災害時といえどもお医者さんが診察なしでは、言葉や電話で薬が出るもんではないというような、そんな認識でございますけども、そういった事例は聞いたことがございません、

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 今の問題はこれから問題であります。私は、高齢になると、通院が難しくなるということも含めて、開業医にそのような処方箋が出していくだければ、その処方箋に従って診療所での受け取りができるのではないか、それができ

るということであれば、非常に助かると思います。その辺については住民福祉課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） 日常的な部分のものにつきましては、先ほど村長が申し上げた通りでございますけれども、大災害時ということに限定をすれば、例えば2011年の東日本大震災や、昨年度の能登地震がありましたけれども、そういった時には処方箋なしでもお薬を提供することができるといったようなことが厚労省の方から通達はされております。ただ、そこにも条件がありまして、薬剤師が確認をする中で、医師に確認をする中で、オッケーであれば処方できると。薬剤師が不在の場合であれば、おそらくはその薬剤師会からの派遣になろうかというところ、あるいは看護師の対応になろうかと思うわけでありますけれども、そういったところで、お薬手帳や薬の包装、といったもので常備薬のお薬の内容が確認できれば提供できると。限定的なものになりますが、ケースバイケースでまた対応の方はしていると、このようなことあります。以上です。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） これからですね。高齢になって足元も悪い中で、私たちも不安になる時がありますので、是非前向きに検討していただきたいと思います。

2番目として、公共交通の確保についてです。1のバスの発着点までの村内各地域からの移動手段。また、発着点からの各地域への移動手段について、来年4月1日から長野市内に移動するには、ほぼ市営バスを利用する予定になります。発着点が村内のどこであっても、そこからの移動手段は循環バスあるいはデバンドタクシーになる可能性があります。その乗り継ぎのことについて、スムーズに移動できるよう時刻表の改正等が必要になってまいりますが、その点についてどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村内の巡回バス、デマンドバス対応でございます。当然のことながら、長野へ向かうバスと連結しなくては全く意味がないわけでございまして、当然のことながら、そういうものを念頭に置きながら運行しているというようなことでございます。先ほど午前中の一般質問にもお答えさせていただきましたけれども、時刻等々にはそんな大幅な改定はないわけでございますけれども、その状況に応じながら、村内のバス、巡回バス、デマンドバス等々も十分に対応できるように検討していきたいというふうに思っております。一方的に行政でこうだということだけ

でなしに、村民の皆様方のご要望等々も十分聞きながら、今後、次年度の運航に向けて対応していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 8時の乗り合いのタクシーについてですが、今後も継続していくのか、この実績に踏まえて費用の補正予算についてはまたいつ示されてくるのか、私が心配してるのでございますが、いかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） この関連予算につきましては、6月定例議会で補正をさせていただき対応しております。今年度は特に補正の必要はないというふうに思っています。また、新年度につきましては、長野市と協議の中で具体的に決定してまいります。その時点でまた新年度予算の方に反映させていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 先日、私もこの乗り合いタクシーを利用させていただきました。その時は、私と隣に2人で乗車しまして、約45分で参りました。その方も、福祉的な要素で、70歳以上ということで300円で利用させていただいているようです。で、私は長野駅までその方とお話をしたのですが、やはり日赤回りが非常にありがたかったということはおっしゃっておりました。また、その300円という要素もありますけれども、比較的1カ月に2度、3度と往復している方で、かなり今回の8時の乗り合いタクシーについては非常にありがたいと。その方も利用券カードをたくさんお持ちでした。したがって、この乗り合いタクシーについては有効だと感じております。8時45分につきまして、9時のバスに乗る予定だったのですが、非常に混んでおりまして、35名ほど並んでおりまして、この時私思ったのは、高齢の場合には座れないという判断がつきます。したがって20分待って、その後の便に乗りましたが、このところでは14名ほどでした。やはり長野駅では非常に利用客が多いです。その中で、高齢の方が20分あるいは30分炎天下で待つということは非常に大変なことだなというふうに感じました。また、先の研修会においても、7時20分初引発のバスを利用させていただきました。その時には、坂ノ瀬で2名、そして落合で1名、そしてバステイで8名ほど乗りました。私は、これほど利用客が平日使っておられるということを感じて、それから中条経由、それぞれ乗り合いをいたしまして、西河原ではほぼ満車状態でした。そこで8名ほど乗り継ぎでまた降りまして、そこからは渋滞が始まりました。25分間です。非常に時間がかかります。

たと思います。この乗り合いに対しては、非常に今度の市営バスに移行した時に、これほどの多くの人が、どのように乗られるのかなっていうこともイメージとして乗りました。その時に思ったのは、乗り合いタクシー、あるいはこの市営バスに移行した時に、どれだけの人が乗り降りされるのかっていうことが、少し、規模によって不安になったところであります。

これからスケジュールとして、2つの公共交通連絡会議の開催についてお伺いいたします。このメンバーについてどのように決めていらっしゃるのか。また、9月に要綱が改正されておられると思いますが、その内容と、今現在決まったことがあればお伝えください。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） スケジュールで申し上げますけれども、これも午前中の一般質問でお答えしていると思うのですけれども、長野市との調整を図りながらですが、年内12月を目指して、地域公共交通会議を開催する予定でございます。また年度末になりますけれども、県の地域交通会議で承認をいただき、事業実施になるといったそんなスケジュールでございます。地域交通のメンバーで、これも午前中にお答えしておりましたけれども、公共交通、アルプス観光タクシーを踏まえた実際の営業をされている方、それから国の国交省の機関の職員の方、村内では地元代表ということになろうかと思いますけれども、民生委員協議会あるいはシニアクラブ、また小中学校、高校P A Tの代表の皆様方、また村の関係職員がメンバーということで開催する予定しております。また、村独自のものでございますけれども、詳細な運行が長野市との協議の中で詳細に決まった時点で、またそれは村としての決定事項ではございませんので、また利用者の方のご要望、ご意見を頂戴しながら改正できることは改正していくべきだと思いますし、極力、村民の方の利便性を図れるよう、不都合も生じないよう極力努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 今的内容、午前中にしておりまして、私、このメンバーについてはですね、この要綱が改正されたので若干違いがあったのかということを知りたかったのですが、それは同様ということでよろしいんですか。要綱が改正した後も同じメンバーで行うということでおよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 実際にこの3月で実施したメンバーということで申し上げました。けしてこれが決定ではありませんので、また必要に応じて会議に出席していただ

くことも可能でございますので、現状のメンバーということで申し上げましたけれども、状況に応じて必要な方、またご意見のある方で出席いただくことも可能でございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） それは公募を受け付けていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 特に公募はしてございません。今申し上げたのは、規定で決まっているメンバーでございます。そうは言ひながらも、ご意見がある方がいるかもしれませんけれども、当面、現状ということで申し上げました。区長会長落としたかもしれませんけれども、区の村民の代表とするならば、1番は区長会長ということになろうかと思いますけれども、そういういたメンバーでございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） それでは続いて、長野県や長野市との連携、この交通会議に対する広報、いわゆるその取り決め、同調される内容について村民の関心が非常に高いので、その広報について随時行っていくのか。決まり事が決まらなければお伝えできないということは確かなのですから、その連携を取った上で、いつの段階で広報されるのかお願いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 現行のものは3月31日まで、これは村民の皆さん全員ご存知でございます。4月1日という以降のことということでございますので、さすがに間際になってこうだというわけにはまいりません。先ほども申し上げましたスケジュール通りで行くならば、年明けの早い段階で、広報でお繋ぎできることが可能かというふうに思っています。いずれにいたしましても、大きな時刻改正だとそういうものはないとは思いますけれども、詳細について、できる範囲ができるだけ早い段階で村民の皆様方にはお繋ぎしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 続いて、3番目の空き家対策についてです。経年劣化が進んだ空き家対策について、村内歩いておりましても、崩れかけた木や草木に覆われた空き家など多く見られます。私の近くにも5件ほどの空き家がありまして、その処遇に頭を悩ませているところであります。所有者が分かっておりますが、その再利用あるいは解体については処分が決まっておりません。空き家は、防災、防犯、環境

に悪影響を与えるばかりでなく、観光や移住、定住にも影響があります。美しい村を実現する上で早急に対処すべきですが、空き家の現状と対策についてお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 空き家対策ということでございまして、まさにご指摘の通りでございます。景観上もあまり好ましくございませんし、危険家屋というような状況もございます、村では極力こういった危険家屋等々が生じないように、これも10年にはならないかどうか、空き家の解体補助金ということで、限度額20万円でございますけども、そんな大きな金額ではございませんけれども、こういうものを利用していただいて、空き家の解消に使用していただきたいなど、そんなふうに思ってます。結構、そこそこにご利用されていただいている方もおいでですし、空き家そのものの解体なりは、所有者の責任ですべきものでございまして、あえて行政の方でという事はありませんけども、危険家屋については行政でも指導できるというようなそんな状況もございます。もしそういった危険家屋という判断できるようなものがあれば、行政からもそういった指導もできるわけでございますので、対応していきたいというふうに思っております。村の対応はどうなんだというお尋ねでございますけれども、そんなまとまったお金ではございませんけども、空き家のとり壊しの補助事業が10年ほど前からスタートしております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 所有者が分かっていますので、個別に処分を進める上で、なかなか所有者との話し合いが進んでいない状況があります。その方の知り合いでとか、親戚などの助言がとても大事になってまいります。個人で考えるのではなくて、地域ごとに対策チームなどを作って、お互いに情報共有ができるればありがたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 小さい小川村でございますので、空き家の方がどこにお住まいなのか、空き家の所有者の方がどのぐらいの頻度で村に足を運んでいただくのかもわかりますし、村内のことなどでございますので、ご親戚の方がどこにおられるのか、村内におられるのかも、そんな把握もそれぞれの地域で、ご近所で把握できるというふうに思ってます。改めて、その空き家対策ということで、なんですか、対応策というわけではございませんけれども、そういったご近所の繋がりもございましょうし、

必ずやほとんどの方がご親戚等々もご近所におられるような、そんな地域でもございますので、対応していただければというふうに思っております。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 空き家については、全国的な大きな問題であります。跡地利用を考えますと、大きなビジネスチャンスになる可能性がありまして、1人暮らしで、万が一の時に、空き家になると判断される前から、今後どうするのかということを、村の助言も必要だと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） その方がいつから空き家になるのか、一時空いているけれども将来的にどうするのかっていうのは、把握はできません。ただし地域で、もう見るに見かねない、地域でも危険だという判断をするものがあれば、行政でも指導できるということでございます。空き家は、村内に200から300ぐらいの空き家があるわけでございますし、これも有効利用する。また空き家バンク等登録して有効利用というようなことも考えられるわけでございますけれども、私も、地域の皆様方、村民の皆様方にも極力空き家バンクに登録して有効利用いただくようにお願いしているというような、そんな状況でございます。一方では、年に一遍なり、お墓参りに来てもお茶を飲むところもなくてというようなこと、また、私の世代でじいさん、ばあさんから頂いた家屋を処分することもちょっと気が引けるというようなことで、なかなか空き家バンクも進められていないというのは現状でございます。また、村で空き家バンクに、極力積極的に登録いただけるように進めているという、そんな現状でございます、

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 今の1人暮らしの方は、お話をすれば不安になります。この後どうなるのかということを踏まえて助言をお願いしたいのと、これは地域ごとの問題点を整理して考え、そして行動することが早急に求められると思います。また、計画的な取り組みをお願いいたします。

4のスポーツ交流についてお伺いいたします。1番目の暑熱対策について、日本スポーツ協会では熱中症対策の1つとして、W B G T呼吸温度というものがあります。湿度、日射、輻射熱、気温などから計算される暑さの指針において、31度以上の場合は原則として中止、または中断、延期という目安になっています。学校行事、公民館行事などにおける対応について、改めてお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 熱中症対策についてのお尋ねでございます。今夏は猛暑で、体育館で体育もできないというので、冷房装置が必要だという要望も上がってきているような状況です。小学校では、熱中症指数計、これを理科室、体育館の前に設置し、制限や注意喚起を行い、体育を含め教育活動、遊びに対して注意をし、子どもたちや先生方に注意をしております。職員入口と昇降口、体育館にボードがあって、そこに今はできませんよとかいうのをやっているということです。中学校では、体育館の入口の熱中症指数計を、体育の教師が確認し、授業の可否を判断しているということです。びっくりなんですが、同じく熱中症指数計で対応し、警戒アラームが鳴った場合に注意喚起を行っています。トレーニングルームはエアコンが入っているので問題はないということです。なお、体育館の利用団体については熱中症指数計の警戒情報を伝え、注意喚起を行った上で、最後は利用団体の責任において活動をしています。以上でございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 今のお話ですが、運動ができなくなるからやらないという方向ではありません。どうしたらできるのかという観点から、時間帯や場所等を工夫すればできることもあります。例えば、体育館で早朝に5分間運動するとか、また、雨天の場合は体育館でと、同じような代案を作つておけば出来るという事もあります。中止するのではなくて、1日のうちで出来ることを短時間で行うことが体力強化につながると思います。これからも、そして来年も、暑熱対策のため柔軟な対応が必要大切だと思いますけれども、その点についていかがでしょう。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） まず子供たちに対して、校庭での遊びは今はやってはいけないよという、そういうことを知らせていたり、体育館に行っての遊びも今はやめた方がいいよということは伝えてています。なお、体育については、その時間ができなかつたら、必ずどこでその分補充するとかということはやります。ただ、議員さんがご指摘のように、朝の時間だと、その日のうちのどこかで繰り替えてやるとか、次の朝に繰り替えてやるとかいうことは、教育活動を全部変えなければいけません。6学年分、全部小学校でいければ変えなければいけない。そういうことが柔軟にできるような教育課程ではないということです。ですので、計画的にもしえなかつた時には、この時に体育をやろうとかという繰り替えをしながら、教科を繰り替えたりしながらやっていくということです。以上でございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 1日のうち5分間運動すれば、体力効果を十分まかなえるのではないかというふうに思っておりますので、この空いた時間を利用する、要するに涼しい時間を利用するということです。これは朝と夕方、また夜にあってもそのことが言えると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 日課というのは毎日決まっておりまして、その日の夕方暑くなるから朝のうちに5分間走らせる等の柔軟なことができるようなことでは学校は運営できません。ですので、今、議員さんおっしゃったように、毎日5分走らせるとか、できるとか、それはわかりますが、それを柔軟に取り入れていく教育課程ではないということ。それから、学校にはこの日の朝は英語活動やる。この日の朝は何々をやるとみんな決まっております。それを繰り替えていかなければいけないとなってくると、今度はまたどこかで歪みが出てきてしましますので、そういうことは無理だということをご理解いただければなと思います。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） それについては、1日のうちに運動をするということで、非常に個人個人の個人差がありますので、これについてはこの見解にとどめておきたいと思います。

続きまして、2番目の施設管理と利用促進についてです。現在、小学校のグラウンドの照明は故障しておりますが、中学校については使えております。今後の対応について、小学校グラウンドの照明はどうされるのか、お聞きします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 小学校のナイター設備が、今故障中の件でございますけれども、小学校のグラウンドの証明について一基がつかないことは我々も承知の上でございます。今、水銀灯が不足していて手に入らない、LEDにしなければいけない。全部LEDにするということになりますと、多額の予算がかかります。それから、電源のところ自体もいじらなければいけないということです。多額の予算が必要ということ、それが理由の1点目です。また、もう1点は、従来ナイターソフトの大会があったりして利用が盛んな頃に比べて、今、ナイターをやろうとしているのは2団体です。少年野球の6名の少年野球、それからランラン小川さん、少年野球ができる時は週3回。ランラン小川さんが不定期で、その申し込みがあった場合には中学校のグラウンドに回すようにしております。中学校でかちあっても十分対応可能だというふうに認識しております。これから先、もっと利用団体が増えて、やっぱ

り小学校のナイター設備なければダメだということになれば別ですけれども、多額な予算が必要で利用団体が少ない中、本当に小学校も中学校もナイター設備が必要なのかどうか、それを踏まえた上で検討していきたいなというふうに思っています。現時点では、これはなくしていく方向でいいのかななんていうふうに思っておりますけど、また教育委員会等でも、また社会文教委員会の皆さんのご意見等もお聞きしながら対応していきたいと思ってます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 私は、大規模災害の時の小学校の施設、どのように使用されるのか、また発電機と切り替え可能なLED電球を用すれば、災害時に非常に有利ではないかと思います。また5基あるうち、照明がLED電球にすることで照度が非常に強く、また真冬のような光源は必要ないと思いますので、これを3基に減らせないかというようなことも検討していただいて、夜間練習ができないということは、運動の機会が失われるということですので、その点についても再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 避難場所というふうになってきた時に、体育館は避難場所になっております。小学校で3年前の水害の時には、裏の川の沢がうんと溢れて、給食室の方まで流れてきました。そういうのを考えた時に、あそこは一時避難場所ですけれども、中学校、びっくりんどの方がより適した施設になるのかなというふうには個人的には思っております。なお、その照明を減らしても必要なのかどうかも含めて、1番は利用頻度、よく言う費用対効果ではないですけれども、それも踏まえながら、1基だけにするだとか、そういうことも踏まえながら検討をしていきたいということでございます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） またよろしくお願ひいたします。次に、施設の利用促進についてですが、びっくりんど小川、また公民館、いきいきプラザ、くつろぎの里、アルペンドーム、それぞれ利用促進が必要となっております。ロマン館周辺では、京都大学によるアメリカンフットボールのチームによる交流会が行われ、子どもたちや保護者が大変盛況だったと同僚議員からも聞いております。施設ごとに、利用促進として何が必要なのか何が足りないのかを、原点に戻って柔軟な考え方、例えば子どもたちに、どんな使い方があるのか、フィールドワークを通してアイデアを出してもらうとか、スポーツ系としてのプロスポーツ団体との交流や試合会場としての

利用促進、インターネットを利用した施設PRなど、他の市町村で温水プールがないところもございますので、そういう内容で健康増進のため使用していただけますか、そういうことも含めて、施設管理の立場から利用促進についてお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） まず、びっくりらんどの利用促進についてですが、従来と比べて近頃、びっくりらんどの利用者、体育館の方が減っております。理由の大きいのが、まず白馬ペンションの利用が減ってきてているということです。白馬自体が体育系の利用者が減ってきてること、受け入れの客層がインバウンド、それから文科系になってきているということです。それから、体育館利用の申し込みに際して、冷房装置があるかないかが申し込みの可否判断になってきている。今は冷房装置がありませんので、ないとなれば、じゃあ結構ですという、そういう状況になってきている。これは他の施設もみんな同じような状況があるそうです。やはり近年の酷暑が1番の原因かなと思っています。そんなことから、体育館の集客については、利用者の獲得を目指して、ホームページの利用の宣伝とか、または大学とか高校へ合宿の誘致の声掛けをしていたり、冬季、外が使えない時のフットサル等の要請というようなこと、土日祝日のファミリー層の誘致というようなこともやってるそうです。なお、今年の夏の酷暑の中、子どもたちのプールの利用はどうなのかなということを調べました。25日間のうち、小川村の子供が平均4人、村外16人、幼児も加えると22人。圧倒的に村外の子どもたちのプール利用が多くなっております。これは、学校のプールは開放していませんので、その関係で長野市あたりの子どもたちが増えているのかなというふうに思っています。そんなことで、プールの利用というようなこともこれからますます声がけしてPRしていく必要あるかなと思っております。あと、会員利用者の増、午前中、新井議員の質問にもありましたけれども、会員利用者をやっぱり増やしていきたいなと思っています。是非議員の皆さんも積極的に会員になっていただければ非常に嬉しいなと思います。利用者増に向けて出来ることは行っていきたいなというふうに思っています。課題は先ほども申しましたけども、びっくりらんど小川、それから小学校、中学校の冷房装置の導入ということが課題かなと思ってます。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 2028年には国民スポーツ大会、また障害者スポーツ大会が長野県で行われる予定です。それに向けても、小川村としても是非名乗りをあげて、

ここで競技が行われることを望んでおります。そのためには、利用促進を進めて、PR活動を順次進めていくのが重要かと思います。その点について、これから利用促進に再度お願いできますでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 競技の会場ですか、練習会場とかいうのは、もう全て決定しております。ですので、今から小川村が名乗りを上げるということは、これはできない。ただ、非常にいい施設ですので、PRとかをして県外の人たちに知っていただくことは大事かなと思います。

○議長（西沢哲朗） 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） 今申し上げた通りでございますけれども、このスポーツ大会に向けて、候補というわけではございません。色々な練習活動の場として使っていただければ非常にありがたいと思いますので、その辺のPRも含めてお願いをいたします。それでは、これで私の質問を終了させていただきます。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、1番坂井 正議員の一般質問を終結いたします。ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後3時5分とします。

（午後2時56分）

（休 憩）

（午後3時04分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。8番大久保利廣議員の一般質問を許します。8番 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） それでは、通告に基づいて質問をさせていただきますが、同僚議員と重複する質問もいくつかあり、大変恐縮ではございますけれども、改めて答弁をお願いいたします。最初に、路線バス高府線の廃止に伴う対策についてお伺いをいたします。アルピコ交通の9月末までの長野高府線廃止方針の発表以来、村では公共交通のバスの確保は最重要課題というような位置付けをする中、様々な角度で取り組まれ、結果、令和7年3月までは沿線の長野市と小川村が赤字を補填をするということによって、アルピコ交通による路線運航が継続となり、村民にも周知をされ、一安心をしているところでございますが、ただ、運行日が平日のみとなり、村民の利用者はさらに不便になることが予想をされます。また、現在、令和8年4月以降の長野市営バスの共同運行に伴う協議中でありますが、この間、議会としても公共交通の維持確保については、近隣村への視察など調査研究をしてきた中、先般、共同運行に向けて3点ほどの要望を申し上げました。内容については、午前

中、同僚議員が申し上げてございますので割愛をさせていただきますけれども、要望を提出させていただいてございますし、また、長野市でも関係自治協から同様の要望がなされているようでございます。そんな中、現在、共同運行の当事者として長野市の方にどんな要望をしてあるのか、あるいは当事者として現在どのように関わっているのか、その辺を最初にお伺いをいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 公共交通の関連のご質問でございます。先にもご質問いただいたおりまして、また同様の答弁というようなことになろうかと思いますけども、こちらこそご容赦をいただきたいと思います。現状ということで申し上げますけれども、先の6月定例議会におきまして、小川村でも長野市でも、関連予算が議決をされたところでございます。特に長野市では、高府線、鬼無里線、新町大原線につきまして、債務負担行為ということで5カ年10億円の債務負担行為の議決をいただいたいるというような状況でございます。また、本村におきましても不採算額を長野市と負担するということでご決定をいただいた、そんな経過でございます。小川村として市の方にどんな要望やらというご質問でございますけれども、今後の予定、スケジュールということで申し上げますが、長野市では事業を進めている中、来年4月運行に向けて、来月10月末までには委託業者が決定するということで連絡をいただいております。またあわせて、今後、共同運行に際しての委託に要する運営経費、運行ダイヤ等については今後検討していくこととし、年内、12月末を目途に、地域公共交通等々を開催するというような日程でございます。午前中も申し上げましたけども、長野市長等々とも直接お話を、また色々なことでご要望いたしますがということでお話をしておりますけれども、具体的な会議はまだ行っていないというこんな状況でございます。また、西沢議長からも村へ要望ということで聞いておりますけれども、これも同様に、長野市の中からも全く同様の項目で要望が出ているところでございます。そうは言いながらも、市内、鬼無里線、新町大原線とは言いながらも、本村の場合は自治体小川村と、鬼無里線とか新町線は市内の話でございますけれども、高府線については、小川村との自治体がまたがるというようなことで、若干の対応が違うものと、そんな認識であります。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 市との協議はこれからというようなことで、まだ決まっていないということですけれども、先ほども申し上げましたけれども、共同運行の当事者というようなことの中で、村からの意見も相応のものを受け入れていただきたい

というふうに思ってますし、そういう中では、議会からも要望書を提出してございますが、少なくとも1つぐらいは実現するような意気込みで会議に臨んでいただきたいというふうに思いますが、そういった中で、結果報告を待つだけでなく、取り組みを是非お願いしたいわけですけども、再度、いかがでしょう。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） ご指摘の通りでございまして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、市内の関連のものとか、やっぱり高府線となると若干取り扱いが違ってはくるだろうというふうにも思っております。また、この後、財源というご質問ございますけども、またそのところでまたお繋ぎさせていただきたいというふうに思います。そうは言ってもですね、やはり高府線の状況がございますので、要望は要望としてきっちりとつなげてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 今、村長からもありましたが、次の質問というようなことで、財源についてということですけれども、4月から市営バスを共同運行するには相応の負担が発生するわけですけれども、運行状況等々正確に決定をされていないのでなかなか難しい部分もあるかと思いますけれども、国、県の補助等々もあるようには聞こえてはきてますけれども、村長の中での、どのくらい財源確保ができるのか、あるいはどのくらい負担が生じてくるのかというもくろみと申しますか、ございましたらお願いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） バス運行に伴います経費、財源がどうなんだというような、そんなお尋ねでございます。高府線の不採算額で、来年3月までの運行経費額5,000万を生じるというようなことでございまして、長野市との協議のところ、村ではその3割を負担するということで1,500万円の補正予算をこの6月議会にお願いした経過でございます。その後の状況ということで、6月議会のところではまだ決定もしていなかったし、内容については承知しておりませんでしたけれども、この不採算額5,000万のうち、必要経費の2分の1、半額を県から支援をいただくということで県からの通知をいただいております。不採算額負担金の半額を県が負担する。このことによりまして村負担は1,500万、補正予算をお願いしましたけれども、村負担額はこの半分になるというそんな状況でございます。先ほども申し上げましたけども、長野市内の路線とは違いまして、2つの自治体をまたがるというようなことで、高府線のみの県補助というふうに聞いております。村負担額1,500万が750万にな

ったわけですけれども、この財源につきましては特別交付税の対象となるものと考えております。また、次年度以降の運行経費等、次年度以降どうするんだというようなことにもなりますけれども、このことにつきましては、また県からも特に通知も来ておりませんし、ここで申し上げるような段階には至っておりません。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 国、県の支援金がなくても、この公共交通については取り組まなければならない事業だというふうに認識しております。そういう中で3月までの、要は赤字5,000万は赤字分ですけれども、4月以降の運行については長野市の中では債務負担行為で10億というようなこともありますけれども、分かる範囲でおおむねどのぐらいのものがかかるんだろうというようなことを認識してお願意します。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 経営しての採算、赤字部分が半年で5,000万ということでございまので、これが年間というなら単純計算1億円が不採算、採算が合わないというような状況が推測できます。今回、長野市との協議の中で、村負担が一応3割ということでお話をいただいておりますので、例えば1億円の不採算額は、運行料金も同じ額をいただくというような計算をしておりますので、やっぱり赤字額とするならば年間1億円が見込まれるものと思っておりますし、その3割ということになれば3,000万、年間3,000万ぐらいの村負担になるものと、そんな考えであります。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 3,000万っていうようなお話をいただきましたが、いずれにしても、5,000万のうちの3割の1,500万円については高府線に、特別の県の支援というようなことで、来年以降についてはまだ全然数値が出ていない。県、国もというようなことの中で、自主財源が少ない本村にとって、財源確保は行政の重大な重要な仕事の1つだっていうふうに思っています。是非また、国、県の支援を受けられるべく、長としての努力をお願いし、合わせて村民の意向に少しでも添えた運行となるよう、是非お取り組みをいただいていくことをお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いをします。本村の農作物への鳥獣被害は非常に深刻でございます。イノシシ、シカ、鳥類に加えて、最近ではサル被害というようなものも増えてきました。電気柵の補助事業、あるいは大町市と連携した被害対策なども講じてもらってはおりますけれども、1番は捕獲して個体数を減らすとい

うのが1番効果がございます。その獣友会員がその活動を担っていただいている以上けれども、その中、毎年個々の努力で成果も上がっております。それから、年間を通じての一斉駆除も行っていただいております。村の鳥獣被害対策には大変ご苦労いただきてるところですけれども、昨今の賃金、それから物価高騰が続いている中、さらに積極的に取り組んでいただくために、それぞれ個体の駆除料金や一斉駆除の報酬等の充実、要は引き上げをしてはいかがかなというふうに思いますけれども、再度、長のお考えをお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 鳥獣害対策というようなことでございまして、大変これも年間を通じて大変重要な課題ということになってまいりました。また、獣友会の皆様方にも、大変ご協力をいただいている、そんな状況でございます。捕獲補助ということでございますけれども、これもさっきの質問の中でもお答えさせていただきましたけども、近隣、長野市、飯綱町、信濃町のものだけは調べてあります。やっぱりクマもサルもイノシシも、町村によって状況が違います。小川村ではカモシカに限って2万5,000円、サルに限って2万円の捕獲補助というような、そんな状況でございます。あと、長野市も踏まえて詳細な中身については、中身がずれていますけども大まかな数値ということで申し上げたいというふうに思いますが、いわゆる大型獣の捕獲補助でございますが、小川村が2万3,000円、信濃町が3万円、飯綱町が2万円、長野市も2万円、これ大型獣でございます。小型獣でございますけれども、小川村、信濃町がそれぞれ3,000円、飯綱町が1,000円、長野市が2,200円というそんな状況。鳥類でございますけれども、カラス等々でございますが小川村が1,000円、信濃町が3,000円、飯綱町が200円、長野市が700円というそんな状況でございます。地域事情がございますので、ちょっと比べても意味がない部分もあるかと思いますけれども、相対的に言うならば、決して小川村の捕獲補助というのは別に他町村に比べても特に低いとは思っておりませんし、まだ確かに獣友会員の方も、先ほどのお話ではございませんけども、会員が減少している中でも大変な労力ということにもなっております。また、獣友会員の皆さんとも協議をしながら、内容の充実、内容の変更もあっていいものというふうに思っておりますので、また今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。それと、もう1点だけ加えさせていただきますけども、電気柵の補助でございますけれども、補助率が個人で設置の場合は2分の1、2人以上団体の設置の場合は10分の8補助ということでございますが、令和6年度が34件の補助申請がございました。個人、共同

設置、それぞれ 17 件ずつでございますけれども、補助総額は 250 万円でございます。今年度もほぼ設置はほぼ終了というふうに見ておりますけども、今年度、前年をはるかに上回りまして、トータルで 41 件、個人の設置が 25 件、共同設置が 16 件、補助総額が 380 万円というそんな状況でございます。去年と比べてもだいぶ増額になっておりますけれども、それだけ鳥獣害が増えているというような、そんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） この後質問しようと思っていたんですが、質問する前に先に答弁をいただき恐縮です。そうは言っても、また後ほど質問させていただきますが。今、駆除料金の詳細について単価までお示しを丁寧にしていただきましたが、鳥類について村は 1,000 円というようなことですけれども、近年はカラスやハトの被害が非常に増えてるというふうに思います。特にカラス、鳥類は檻も効かないというようなことの中で、捕獲に駆除隊の人も、非常にご苦労をいただいているというふうに思います。というのは、あまり実績が上がってないというようなことで、是非、その鳥類の駆除料を、少なくとも、これ飯綱かどこだったかな、3,000 円っていうぐらいまであげて、捕獲増につなげていただいて、被害の削減を図っていただきたいっていうふうに思いますし、また、先ほど申し上げた獣友会の処遇改善については、若者が狩猟免許を取得することを、促すことにも繋がるというふうに思いますし、物価が上がっている中で、近隣の自治体にも処遇改善に取り組んでいる自治体も増えてきているというふうにも聞いております。そんなことも含めて、再度お考えをお願いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） ご指摘の通りでございまして、会員が減ってきてる、また鳥獣駆除活動も大変になってきているというようなことでございます。この鳥獣害の活動費でございますけども、これも単価の見直しはもう結構かなりの前の数値でございまして、見直しを行っておりません。含めてございますけれども、会員の方にも、大変なこの項目、例えば鳥類かもしれませんけども、大変だからもう少し見てもらえないかっていうような話があろうかと思います。実際ご苦労いただいてる獣友会員の方々のご意見をいただきながら、また検討して相応に補助内容に反映していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 是非そのような取り組みをお願いしたいというふうに思います。いずれにしても、村から鳥獣被害を減らすのは獵友会員であり、駆除隊でございます。そんなことも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから次、中条のジビエ加工センターの活用状況についてということでございますが、今年から長野市中条のジビエ加工センターへ捕獲した個体のシカを持ち込むことが可能になって、そのための講習会等も実施をされ、取り組みも始まっておりますけれども、駆除した個体は小川村の貴重な資源でもあります。有効活用、そういう中では評価をしているところですけれども、まだ事業始まって5ヵ月というようなことの中ですけれども、現在までの実績、それから獵友会員の評価等々、今どんなふうに捉えているのか、お伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 中条ジビエセンターの利用状況というご質問でございます。今年5月からですね、獵友会員を対象にジビエセンターの講習会を実施し、5月の14日から受け入れが開始になったというような、そんな現状でございます。これまでの実績で申し上げますけれども、8月末、つい1週間ほど前のまでの数値でございますけれども、ニホンジカの捕獲頭数が73頭ございましたが、内、センターへ持ち込んだのが36頭、捕獲した約半分のものがジビエセンターの方に持ち込んでいるというような、そんな状況でございます。会員からの評価はというようなお話をいたしましたけども、従来ですと埋設しなければならない。その埋設場所はどこなのかというようなことで大変苦労しているわけでございますけれども、この半分のものはそのままジビエセンターに持ち込むというようなことでございまして、獵友会員の皆さんの労力も半減されているんじやなかろうかと、そんなふうに思っております。また、これ、私も正直言って知らなかったのですが、令和5年度からでしたけれども、このジビエでございますけども、小中学校の給食にも加工されたジビエということで、小中学校の給食の方にも提供されているというような、こんな実態でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 73頭捕獲されて、36頭ジビエセンターに持ち込んだということで、多いか少ないかっていうようなことですけども、半分は持ち込まれていないというようなことで、それは埋めた方が楽なのか、あるいは持ち込む条件というか、そんなものが若干が厳しいっていうようなことも考えられるわけですけれども、条件が厳しいっていうようなこととすれば、捕獲した個体は、先ほど申し上げまし

た通り、貴重な財源というようなことの中で、有効活用を図るべく、村独自で加工センターなどを設置して、製品化して、村の名物というか、特産化にするっていうようなことも考えられるわけですけれども、その辺は村長、現在の状況の中でお考えをお聞かせ願えますか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 小川村でもですね、土合ですかね、そんな立派な施設ではございませんけども、十分な対応はできませんけども、それ相応の施設は整備した経過もございます。これも私は正直言って実際のところは知りませんけれども、私の想像するには、73頭のうち半分っていうのは捕獲してからの何時間以内っていう、そんなような決まりもあるわけでございますので、そうした状況の中で、多分半分ぐらいのものしか搬入されてないんじゃなかろうかと、これは私の推測でございますけども、そんな思いがしているところでございます。また、村でもというようなお話をいただきましたけれども、これ、長野市との連携中枢都市圏構想の中の事業の1つでございまして、さすがに連携と言いながらも、中条のジビエセンターに持ち込むのは、小川村しか考えられないわけでございますけれども、中枢連携都市圏構想の中で、共同運用というようなことでございますので、新たに小川村でとはちょっとと考えにくいのかなというふうにも思っております、距離感も中条といえども、車で5分とすぐというようなところでございますので、捕獲してからの時間というようなこともあろうかと思いますけれども、山の中での捕獲、それから持ち込むっていうようなことでございまして、実際にその具体的な時間やらそういうことは私承知しておりませんけども、今の状況で、そうは言いながらも半分のものは有効利用したり持ち込んでるというような状況でございますので、また機会があれば獣友会員の方からも詳細についてはお聞きしたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 中条ジビエセンターで加工して、先ほどの説明の中でも小中学校の給食にも提供しているっていうようなことの中で、小川村でも道の駅とか、数件の店舗もあるわけですけども、そんなところでの販売は今しているのか、あるいはそういうことが可能であるのか、その辺の認識はどうなんでしょう。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 実際に、物自体は中条の施設の方で販路を開拓してルートに乗せているわけですけれども、特段売れ残っているということは聞いてはいないのですが、村内の道の駅で販売ということは、特段問い合わせたこともないですけ

れども、その袋を見させていただいた中では、どなたが捕ったものっていうようなことの記載もあったので、今後、おそらく中条へ出していけば、小川村の獵友会員の名前も載ってくるということになりますので、今後は、そういうことができるのか、また検討していきたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） くどいですが、貴重な資源でございます。是非小川村でも販売等も是非行えるような取り組みをお願いしたいというふうに思いますし、村での加工っていうような部分では今考えていないで、そうは言っても獵友会の意向を聞いてということで、是非聞いていただきて、そういう意向があれば村も是非考えていただきたいというふうに思います。

次ですけども、先ほど村長から答弁までいただきましたけれども、電気柵のことですけれども、本村の事業は近隣市町村と比べても、非常に充実しているというふうに思っています。そんな中、農業振興への農家支援につながっているというふうに思いますし、ここ数年は申請者が多く、予算を超えて補正も組んでいただいている状況でございます。このことは鳥獣被害が増えている証拠にもなるわけで、本村の補助内容は、村長の先ほどの答弁にもありましたが、共同設置の場合は8割で、個人の設置はサル以外で5割というふうになっております。この差は非常に大きいわけで、特に個人での設置は負担になったり、特に物価高騰、資材費高騰の中、設置費用も上がってきてているというふうに思っています。村民の負担が増えている状況、個人での設置の補助率をもう少し拡充して農家支援をしてはどうかなというふうに思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 電気柵ですが、これ一旦設置すればそれでいいというわけにまいりませんで、バッテリーやら、また例えば5年ほど経てば変えたりしなければならないというようなことで、大変農家の皆様方の負担は大きくなっているように、そんなふうに思っております。共同設置は10分の8ということでございまして、個人の設置は2分の1というような状況でございます。近隣の町村も踏まえてどんなふうにやっているか、正直言って確認はしてございません。ただ、村民の皆さんのが負担は大きくなっていることは間違ひございません。含めてまた次年度に向けて検討させていただきたいと、こんなふうに考えます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） それこそ個人の補助率を上げることによって、農家の生産意欲にも影響しますし、また荒廃も諦めちゃうじゃなくて、荒廃農地の抑制にもつながる政策だというふうに思っています。そういう中で、是非それこそ、ここんと増えている2、3年に限ってとかということでも結構ですので、是非とも個人向けの補助率のアップに向けてご検討いただきたいというふうに思います。

次に、景観整備についてですけども、昨年、森林環境譲与税を活用して実施をしました信濃新線沿いの堆肥センターの裏の主伐事業は、見晴らしも景観も良くなつて、非常に大きな効果があったとして評価をしているところです。まだまだそんな中、景観整備の必要な箇所は道路沿いだけでも数多くあって、特に樹齢50年を超えると、温室効果ガスの吸収機能も低下する中、森林の若返りが必要とも言われている中で、この事業の継続を望むところですけれども、昨年の事業では、地主に木の保証料が一切なかったというふうに聞いておりますけれども、地主にしてみれば木も財産でありますし、今後この事業を進めていく中では、一定の保証料を支払う中、事業推進に取り組んで、この事業はスムーズに実施できるようにしていかがかなというふうに感じますけども、村長のお考えをお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 森林環境譲与税を財源に、支障木と言ったら語弊がございますけれども、環境整備に努めているというような、こんな状況でございます。令和6年度前年度に成就地区池田地籍の皆伐1ヘクタールほど実施いたしまして、だいぶ景観上は改善されたのじゃないかと思っておりますし、また、地主の方にはですね、申し訳ございませんでしたけれども、一切実入りがなかったようにもお聞きしております。また、経費につきましては森林環境譲与税というようなことでございまして、村負担も当然の中での実施事業でございます。ちなみにですが、少し環境譲与税を利用した実績ということで申し上げたいと思いますが、令和3年度に12箇所、事業費460万円、令和4年度に9箇所事業費が520万円、令和5年度5箇所、事業費320万円、昨年度でございますけれども、2か所事業費330万といった、そんな実績でございます。環境譲与税、これずっと財源としては続くわけでございます。また、本当は環境譲与税というのは、伐採したらそこにまた新たに植樹して、育てて、生木にして、それを進めるのが環境譲与税の目的でございまして、支障木を伐採して終わりというのは、本来の環境譲与税の目的とはまた違うというそんな状況でございます。そうは言っても、村の方の現状を考えてですね、伐採したところにまた新たに植樹して、また新たにそれを育てるというのは、さすがにそういったところ

に持つてくのはちょっと採算が合わないというような面から見ても少し難しいんじやなかろうかというふうにも思っております。そんな状況もございまして、村民の方の重要な財産でございまして、支障木伐採という言葉はほんとは使いたくないわけでございますけども、実際のところはどうしてもそういうところを、地域要望ということで実施してるのでございますので、どうしても支障木というところにいってまいります。そういう中でございますけれども、議員ご指摘の通り、そのご家庭にとっては立派な財産でございますので、また安易に、日陰になるから、安易に景観が悪いからっていうことで安易にやっぱり処理すべきじゃないのじやないかと私も正直な考えでございます。そうは言いながらも、環境譲与税を利用した事業経過ということでお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 今の答弁の中で、令和3年から6年までの実績等々もご報告をいただいたところですけれども、これは全て支障木伐採で地要望対応っていうことでよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） はい、ご指摘の通り、地区要望によって対応した箇所数でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 地区要望でということで、今後、景観整備というようなことの中で、村指導で村からここを切って地主の承諾をいただいてという事業は考えているのでしょうか。これからも地区要望、対応のみというふうに考えているのか、その辺の見解をお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） これも繰り返しになって恐縮でございますが、森林環境譲与税、成木になったものを伐採して、有効利用して、お金に変える。伐採したところにまた新たに植林して、それを育てて、そのサイクルを進めるのが環境譲与税の目的でございます。本当に繰り返しになっちゃって恐縮なんんですけども、なかなか、伐採しました。そこへ新たに植樹をしてますというのは、さすがにそこまでは考えてる村民の方はおられないというふうには思います。そういった中でございますけど、森林整備計画というものもございまして、また地域の皆様方とも協議をしながら、村に応じた森林整備も当然していかなければならないわけでございます。そう言いながらでもですが、地区要望等々も大変多いわけでございますので、また森林環境譲

与税、重要な財源でございますので、有効に利用しながら地域の要望にも応えていきたいという、こんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 地区要望が多いから、村独自の計画というよりも、地区要望に応えるのがいっぱいといっぱいといっぱいという、そのぐらい今地域から要望が上がってるっていうことなんですね。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 森林整備計画も進めておりまして、もちろん村独自ではなくて、森林の所有者とも協議しながらということでございまして、ここで申し上げたのは、森林環境譲与税、近々の事業費実施内容ということで申し上げました。また、地域の皆様方、森林所有者の方とも十分協議してですね。有効な利用をしていかなければいけないと、そんなふうに思っております。申し上げたのは、実績ということで申し上げましたけれども、実際にはこれからまた森林所有者とも十分協議をしながら進めていくべき事業というふうな認識でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 以前に、地区要望の事業であっても、事業する中では、書面での契約、要はトラブル防止のために必要じゃないかということで質問をした経過もありますけども、その時の答弁が、また検討してというようなことで終わっているんですけども、そういうことについてはどんな今状況になっているかお聞きします。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 今回の成就地区のこの伐採につきましても、地区要望で上がってはまいりましたけれども、区と村で承諾を取って、区では個人さんとの承諾につきましては、区の方でやっていただいたということで、承諾を得た中の事業であります。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 地区要望ですから、区と村で契約されておればオッケーだというふうに思いますが、この事業だけでなくて、今後もそういう形で進めるということでおろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫）　　はい、今年もですね。同様に、今までの分の要望箇所もたくさんあります。そんな中で、まだ場所を選定しておりませんけれども、同様な対応で行く予定でございます。

○議長（西沢哲朗）　　大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員）　何しろせっかくの事業、村でやってもトラブルにあったじやあ元もこうもないというようなことで、是非そんなことで進めていただきたいというふうに思います。

次に、薬師沢石張水路工周辺の整備についてですけれども、令和4年の豪雨災害の復旧工事や県単の効果促進事業というものが本年度でひと区切りとなります。栗本から6号線というか3号線沿いの道路が、県で拡幅したままになっております。そんな中、今後、測量とかあるいは舗装工事等々必要になってくるというふうに思いますけれども、村の今後の方針をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　拡幅した部分でございますけども、今回の補正で確定測量の測量費が出てたと思うんですけども、そんなところで進めているというような状況でございます。今、石張水路工周辺の整備ということでございますけれども、周辺整備につきましては、県の効果促進事業ということでございまして、県事業で六十馬橋までの道路の拡幅、また、この他にもまだ実施になってないと思いますけれども、測量センターサイドのスロープの設置が今年度実施というふうに聞いております。以降、次年度ということになりますけれども、また村単事業として村で、拡幅した道路の舗装工事等々を実施する、そんな計画で整備を進めているといった、そんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗）　大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員）　測量についてはもうすでに予算化をされたってことですね。それで、次年度以降というか、次年度に舗装工事を実施するという予定ということで分かりました。そういう工事をする中で、長年かけて整備をしてきて、アヤメやスイセンが非常に綺麗に咲くようになったわけですけれども、その工事によってだいぶ消滅をし、そのままになっております。村の美しい村推進事業とか何かの活用で、アヤメやスイセンの再植栽をして、村の観光スポットの復元を図っていただいて、石張水路工郡の魅力アップあるいは観光客増につなげてはいかがか、その辺の取り組みについてお伺いをします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣） 石張水路工群の一帯の管理ということでございますけれども、年に3回、先月でしたか、私もお世話になりましたけども、議会の方も大勢の方ご協力いただきまして、いつも130人からの皆さんのご協力をいただいて草刈り整備等々が進んでいるというような、そんな状況でございます。春先ですかね、中学校の生徒の皆さんのが毎回、3回のうちの1回は中学校の生徒の皆さんもご協力をいただきながらの環境整備でございます。特に例年ですとアヤメなんかはね、中学校の生徒の皆さんのが周辺の草刈り等々お願いしていたような経過がございます。また、そのアヤメの状況、私も見ていくなくて大変恐縮でございますけれども、大変いい整備されてきたわけでございますけれども、また中学校の生徒の皆さんのご協力もいただくというようなことでございますので、また新たに植栽等々も必要だというふうに思っていますし、また具体的にそんな数量ですかとか場所ですかとかまたお聞きしながら是非対応していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 非常に前向きな答弁をありがとうございました。村長からも中学生の話も出ましたが、教育長にお伺いしますが、中学生は以前にも桜を植えたり、あるいは石張水路の看板を作ったりというような、年によってはそれぞれ草刈りだけでなく、色々な協力や作業をしていただいてございます。また、同僚議員の質問の中でも、郷土学習というような話も出ましたけれども、そういったことの中で、中学生に1日小川での中で植栽というようなものもやっていただければ、子どもたちの石張水路への関心もより深まるというふうに感じますけども、どんなお考えでしょう。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 現在、1日小川で半日、1年生から3年生まで行って、アヤメの中の草取り、アヤメを殺めないようにというので一生懸命やってきております。その学習に植栽、植えるという作業になれば、もっと前向きな作業になっていくのかなと思います。なおまた、学校の方には知らせておきますけれども、事前学習だとかというようなことも含めて依頼をしていっていただければなど、話はしておきますので、お願いいいたします。以上です。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 是非お願いします。それでは、最後の質問ですけれども、人材の確保についてでございます。最初に、地域おこし協力隊についてですけれども、今更言うまでもありませんけれども、協力隊の採用によって、人件費や必要経費も、

国の財源措置もありますし、また移住によって人口は増え、それから卒業後、定住する人もいますし、活動は様々ですけれども、村の活性化には大いに寄与している事業であるというふうに思います。村にとって魅力のある施策なので積極的に取り組んでもらうよう、以前にもこんな質問、要望もさせていただいております。その折、村長からの答弁も、毎年2、3人は採用していきたいと。そうすると随時5、6人は活動しているということになるのですけれども、そういった前向きな答弁も村長からいただいてはおりますけれども、どうも最近協力隊が増えていません。全国の自治体も、この地域おこし協力隊制度は有効というような制度として捉えて、積極的に取り組んでいる中、取り組みやそれからPR不足でどうも隊員の争奪に負けているというのが要因の1つとも考えられますけれども、今の取り組みの状況、それから今後の方針をお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 地域おこし協力隊でございますけれども、村では平成24年から取り入れておりまして、全国の市町村から見れば比較的早い取り組みだったのじやないかと思っております。これまでですが、これまで30名の方が採用されて、定住されている方が13名ということで、定住率は5割を切っているというような状況でございます。全国の協力隊の実態というならば、確か6割、7割を超える定住率ということでございますので、村は、定住される方、比較的、そういった意味では残念ながら低いのじやないかという、そんな思いでございます。これも大久保議員からも言われましたけども、毎年ですね、基本任期が3年ということでございますので、毎年2名ぐらいずつを採用して、常時5人、6人ぐらいが隊員として活動している状態を作りたいなということで担当とも話をしているところでございます。最近、他市町村も大変募集状況が多いようなこともあるのか、ないのかでございますけども、実際には今年度になっても、担当とお話する中では4人、5人ぐらいの応募があったんですけども、実態が整わなかつたような経過。それから、具体的にですが、先月申し込みがございまして、たまたまこの9月1日付から、隊員男性の方でございますけれども、20代の男性の方が採用されております。現行2名ということでございまして、若干少ないわけですけれども、先ほども申し上げましたけれども、単年度で5人採用して、また3年後にそっくり入れ替えということじゃなくて、毎年2人、3名ぐらいの単位を募集して、常時5人あるいは6人ぐらいの方々が活動していただける、そんな状態にしていきたいということで考えておりま

す。現行でございますけれども、バリバリの20代の若い男性でございますけれども、今月1日付で1人採用になったと、こんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） ちょうど9月1日付で1名採用になったというようなことですけれども、先ほども申し上げた通り、どうも増えていないというようなことの中で、例えば寒冷地手当とか特殊業務手当とかなんとか、そういうものを支給する中、村独自の待遇をプラスして、協力隊員の獲得に努めればというふうにも思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 協力隊と申し上げても、申し込められる方は、その地域の状況、例えば山間地なのか、例えば長野県でどっかというふうに考えられるのかどうか。そういういた地域の様子がまず1番選考の第1点だというふうに思っています。で、協力隊の目的でございますけれども、3ヵ年活動する中で、3年後の時に自分がその地域でどんな生業ができるかどうか、どんな生活ができるのか、3年間の中で居住地も踏まえて準備して定住につながるというのが目的でございます。また、経費につきましては、全額が国の経費でございますので、給料等々につきましても、若干の内容の中で、若干のずれはあるかもしれませんけども、全国どこの自治体でも同様の支給額だというふうに認識しております。3年間の事業の中で3年後に定住するというのが目的でございまして、決してその1年、2年の賃金云々で場所を選んでいるというのは、そんなことではないんじゃないかなと、そんな認識であります。いずれにいたしましても、広くPRして、是非小川村に隊員として活動していただきたいと、積極的に取り組んでいきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） まあ待遇では集まらない、待遇ではないという、そうは言っても貴重な人材というようなことの中で、是非獲得をするべく努力してもらいたいというふうに思います。

最後に、集落支援員ですけれども、今年初めての導入した制度でありますけれども、担当課と連携を図りながら精力的に活動されて、村民、今年の場合は特に高齢者から評価や感謝の声が聞こえています。集落支援員の可能な活動は非常に多岐に渡っております。国の財源措置もあったりして、本村にとって有効であり、重要な人材制度だというふうに思います。この支援員を、増員して地域支援の充実を図

ってはいかがか、今後の方針等々も含めて、それこそ今年まだ導入したばかりの制度ではございますけれども、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 今年度からスタートいたしました集落支援員でございますけれども、まさに文字通り、集落、各地域の支援をする方ということでございまして、地域事情を認識している方、地域に何が必要なのか、どんなことに苦慮しているのかというそんな状況を知っている方が地域を支援するという目的で設置している事業でございます。全国の配置状況でございますけれども、全国の自治体の 16 パーセントが支援員事業を設置、実施しているということと、過疎町村だけで見るならば、過疎町村のうちの 28 パーセントの町村が集落支援員事業を取り入れているというこんな状況でございます。これはやはり協力隊とは違いまして、地域事情を知っている方が地域のお手伝いをするというようような、そんな状況でございます。小さい村でございますので、どんな支援ができるのか、どんな地域のお手伝いができるのかということをあろうかと思いますけれども、現在の方、一生懸命取り組んでいただいております。また、1 年の実績あるいは村民の方からのご意見等々頂戴しながら、また今後、次年度以降にもつなげていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8 番（大久保利廣議員） 是非増やすようにお願いしたいというふうに思いますし、この支援員は今選任で 1 名今年からなっているんですけども、兼任での委嘱というのも可能な制度でございます。どちらかというと、先ほど村長の答弁にもありましたが、地域を熟知している人がなるというようなことの中で、区長や組長に支援員の一部を担ってもらうというようなことも可能なんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 大久保議員のご指摘の通りでございまして、近隣の町村では、小川村で言うなら区長さんとか組長さんにどのぐらいの報酬なのか、ちょっとそこまで知りませんけれども、一部分の事業を任せているというような、そんな実態も承知しております。賃金、報酬を支払うわけでございますので、例えばそれが区長さんであろうが組長さんであろうが、それ相応の、草刈りなのか。冬ならば雪下ろしなのかわかりませんけども、それ相応のことをやるのだろうというふうにも思っております。ちょっと話が少し違うのですけども、区長、組長さん方と様々な意見交換する中で、行政からの業務、極力減らしてくれと、保健補導員だとかいろんな、

今まで、前ですと結構かなりの業務がありましたけど、少ない地域に来れば、区長さんが、組長さんが全部兼務しなきやならないんだと、そんなことも踏まえて極力業務を減らしてくれと、そんな状況、今日じゃなくて、もう10年前からももっと前からも、区の皆さんからは行政に対してそういう業務を減らせ、減らしてくれというような、そんな要望を聞きながら現在に至っているということでございます。これが、報酬が出ようが出まいが、新たにまた区長さん、組長さんに草刈りやってくれ、雪下ろしやってくれというのは、なんかこれもまたちょっと内容が違うんじゃないかというふうに私は考えております。確かに近隣の町村で、区の役員の方にお支払いしているというようなお話も知ってはいましたけれども、そのことが果たしていいのか悪いのか、ちょっと内容にも苦労しますけども、現状、それぞれの区の役員の皆様方、それぞれのお立場で大変ご苦労いただいていることも承知しておりますし、一部このことについて、一部報酬を支払うから地域の草刈りをやってくれとかは、なかなかさすがにちょっとお門違いじゃないかなというのが私の考えでございます。そうは言いながらも、それ相応の報酬が出るわけでございますので、またそういう運用方法もあるかもしれませんけども、当面そなことで具体的には考えておりません。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 区長を組長をというのは、例えばの話ですけども、合わせて全員にということではなくて、当然協議をして承諾をいただいた方がなるというようなことですけど、今のところは考えがないということで、また検討していただきたいというふうに思いますけれども、協力隊、それから集落支援員、ほんとに貴重な人材でございます。是非増員に向けてご検討いただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、8番大久保利廣議員の一般質問を終結いたします。

## 延 会

○議長（西沢哲朗） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこれまでとし、延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて延会とします。ただ今の時間は午後4時09分であります。

(延会 令和7年9月8日 午後4時09分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに記載する。

小川村議会議長 西沢 哲朗

会議録署名議員 新井 幹夫

会議録署名議員 塚田 綾子